

第三章

大震災と子どもたち

はじめに

1995年1月17日午前5時46分、阪神・淡路を襲った大震災は、多くの死者を出し、たくさんの建物を倒壊・炎上させて人々から日常生活を奪い、交通網を分断して都市機能を破壊した。この未曾有の大震災により、被災地の人々は、老若男女を問わず、肉親を失い、財産を失い、生まれ育った場を失って、身体にも心にも深い傷を負った。この中で成長過程にある子どもたちは、年齢・個人差はあるものの、大人と同様には、十分に自分の置かれた状況を理解し、心の傷・不安を訴えることができない。そこで、この大震災が子どもたちの生活や心にどのような影響を与え、子どもたちが、どのような状況であったのかを調査し、復興を目指す被災地の子どもたちに今、何が必要なのか、また、子どもの最善の利益の観点からすれば、今後の震災対策はどうあるべきなのか、さらに、危機的状況の中での非日常的な生の営みによって、豊かで平和な日本社会に伏在する問題性の一端を浮彫にした面はないのか、などの点を検討してみたいと考えた。

その為、震災下の子どもたちの現状を調査し、その問題点を探るべく、私たちは主に「心のケア」「学校」「家庭」「遊び」の4つの観点からの調査を行い、関係者の方々のお話を伺い、その調査の結果及びこれに基づく上記の観点からの考察を報告する。

この報告が、十分に発言できない子どもたちの気持ちをいささかなりと代弁し、大災害とその後の復旧過程での子どもたちの心と生活の真の有り様を理解する手掛かりの一端になれば幸いである。

第 1 震災と心のケア

はじめに

我が国において「災害後の心のケア」という問題が注目され始めたのは奥尻地震の後であったが、阪神・淡路大震災では、災害後に派遣された医療団に、当初から精神科医療チームが加わったように、震災直後から本格的に大きな関心呼んだ。また、新聞等のマスコミ報道では、心のケアの問題が取り上げられ、PTSD という精神医学用語が世間の耳目を集めた。こうしたことから、1995 年を「災害精神医学元年」と呼ぼうと提唱する研究者もいる。

しかし、PTSD という概念は優れて専門的なものであって、その内容がマスコミによって正しく伝えられたとは必ずしも言いがたい面がある。そして、その内容が正しく伝えられることなく人口に膾炙したことにより、ちょうど得体の知れない病魔のように、被災者に必要以上の恐怖を与えたことがなかっただろうか。

この心のケアの章では、まず PTSD の概念を明らかにした上で、西澤哲氏の講演の紹介という形で今回の震災における子どもの心の問題と援助の実態に触れ、さらに、この震災での対応の反省も踏まえて、子どもの心のケアに関する今後の在り方を検討したい。

1 PTSD 概念

— Post Traumatic Stress Disorder : 心的外傷後ストレス障害

(1) ストレス・リアクションと PTSD

人は、死の恐怖に直面したり、近しい人が死んだりといった大きな出来事を経験した場合、心に深い傷 (trauma) を受ける。そして、多くはその出来事後、不安を感じて様々な反応を示す。これが直ちに PTSD かというと、そうではない。PTSD は精神医学上の疾病概念であり、このような不安反応の多くは寧ろ正常なもの (normal reaction : 正常反応) であり異常なものとしての疾病ではない。

一般に人は精神が緊張した (stress) とき、これを弛緩すべく様々な反応を示す。これが、ストレス・リアクションである。大きな出来事により心に傷 (trauma) を受けた場合の不安反応もまた、ストレス・リアクションの一つである。そして、通常、ストレス・リアクションによって精神は弛緩され、傷 (trauma) は癒え、正常な精神状態が回復される。ところが、時に、ストレスが余りに強度だったり、傷が余りに深かったりして、正常な精神状態が回復されない場合が生ずる。この場合、過去のストレスが現在の生活に支障を来すことになり、心理的、精神的な不調をきたすようになる。これが、PTSDであり、疾病としての不安反応である。

(2) PTSDの症状

では、具体的にどのような不安反応が異常なものとされ PTSDの概念に包摂されるのであろうか。これについて、APA (American Psychiatric Association : 米国精神医学会) は DSM (Diagnostical and Statistical Manual of Mental Disorders : 精神障害の診断基準) において一定の診断基準を設けており、一般にこの基準に則って PTSDの診断が下される。概ね次のような要素を備える不安反応が PTSDであるとされる。

- ① 不安反応を来した心的外傷の原因となった出来事が、死に直結したもの、重大な怪我などであること
- ② 激しい不安や無力感、恐怖を経験したこと
- ③ 想起、夢、錯覚、幻覚などの形で、出来事の持続的 (1か月以上の) 再体験がなされること
- ④ 想起回避、無気力、疎外感などの形で、出来事に関連した事象からの持続的な (1か月以上の) 回避の傾向が見られること
- ⑤ 睡眠障害等の持続的な (1か月以上の) 覚醒レベルの上昇が見られること
- ⑥ 不安反応が苦痛を来したり、仕事や社会生活等の妨げとなっていること

(3) PTSDの分類

上記 DSM は PTSD を、急性 (症状の持続が3か月未満であるもの) と慢性 (症状の持続が3か月以上であるもの) とに分類し、また、症状がストレスを受けてから6か月以上経ってから出現したものを、遅発性と呼んでいる。

2 今回の震災でなされた援助 「96・1・27 震災と人権シンポ」 より
——講演日本社会事業大学講師西澤哲氏（専門—心理治療）

震災直後より現地入りし、現在に至るまで心のケアに関するボランティアとして継続的に援助に関わってきた上で感じたこと等についてお話する。

まず言えるのは、今回の震災では様々なプロジェクトが様々な主体により行われたのであるが、多くの場合に子どものことが後回しになっていたとの全体的な印象である。

また、その時々において変化するニーズに対応できていたか、という反省もある。大人も含めてどんなニーズが被災者の中にあっただかの記録を見直すと、まず1か月くらいの間は、皆前向きにがんばる姿勢が目立つ。この時には人々の姿勢はエネルギーに満ち、仮設住宅さえあればすべて解決というような思いを持つものが多い（このような一つ解決すればみな解決という思いを魔術的解決という）。ところが、5か月くらいすると、人により様々に変化が見られるようになる。その中で子どものことを心配し、相談する等の行動が出てくるのはやっと3か月目くらいからである。

子どもが親から放置されるとどのようになるかは、現場にいたものの体験に頼るしかないが、全体的に言って、親にあわせて動くという傾向があるといえるのではないか。ボランティアの報告によるある親子の例を紹介する。

その家族は父と母、子どもで避難所にいるのだが、みなうつ状態になって、一日中その家族だけが教室にうずくまってしょんぼりしてた。他の家族が昼は外へ出て行くのと比べてあまりに元気が無いためボランティアが話し掛けてみると、母から悩みや苦しみを打ち明ける話が出てくる。その時、子どもたち3人も同じようにうなだれたままなのである。

ボランティアが継続的に話し掛けていくと、父母は少しずつ元気になっていった。そうすると、子どもたちもあわせて元気になっていき、久しぶりに親に「外に遊びに行っていない？」と許可を求めるようになったのである。それまでは、子どもは親のそばからはなれることができなくなっていた。親が元気になって、やっと親の周りから離れることができたのである。親に元気がないときは子どもは親の前に自分をとめおかざるをえない。その結果、子どもは親から影響を受けて、さまざまなストレスを感じ、しんどい思いをするのである。こ

のような経験により我々は、親を援助することにより子どもを助けることの重要性に気づき、さらにそれは、子ども自身の心の問題に対する援助を、という視点につながっていったのである。

より具体的な現象として、退行現象について触れる。親が日の前の様々な作業に必死であるために、子を保護するという親としての機能が犠牲になると、子どもは退行現象を起こす。中学生等、かなり自立ができていた子どもも含め、親としての機能をより大人に求める現象が生じるのである。ところが親は自分が大変で、子どもの要求に応えることができず、そのためトラブルがおこることが多いのである。なお、このような親がその機能を果たすことがより強く求められているのにそれができないときにその機能の代替を果たすことが多いのは、欧米の場合教師であった。日本でも子どもたちは教師を信頼しているのが普通で、今回の震災でも教師が親の機能を果たすという現象が見られた。

さらに、子どもたちの心の問題が語られる際の、「遊び」の重要性について述べる。アメリカでは災害などの緊急事態の際に現地で様々な活動を行う組織があるが、ノバ(NOVA)というメンタルケアを担当するグループが現地での避難所や仮設住宅でまず行うことは、ロープを張るなどして子どもたちの遊び場を確保することである。避難所などで子どもと遊ぶことが彼らの活動の重要なプログラムとなっている。親が家や社会的な作業を行っているあいだに、遊びをつうじて子どものケアをするのである。このことを後から知って悔しく思う。神戸では子どもたちは遊び場を失い、今でも失い続けているのである。

遊びの問題をこのように強調する理由は以下のとおりである。子どもにとって、遊びは様々な機能を果たす。子どもは苦痛や不安を遊ぶという手段で解き放っていくのである。例えば、震災後に子どもたちの間で地震ごっこが流行った。それは辛い思いを遊びを通じて表現し、解き放っていく過程であり、専門家がプレイセラピーと呼ぶ作業を自ら行っていると言えよう。大人たちは地震当初それを重視していなかった。子どもたちに自分をいやす場所を提供できなかったことが残念である。

現在、遅ればせながら、遊びを通じて子どもの心の傷にアプローチしていくプログラムを用意しはじめている。例えば我々は、小学校で子どもフェスティバルを行い、ストレスやエネルギーを発散させるようなプログラムを教師等の協力を得て実施した。段ボールで作った地震怪獣退治等のプログラムは子ども

たちもとても喜んでくれた。また、2泊3日のキャンプを行ったが、これも子どもは非常に喜んでくれた。それらを通じて、子どもたちがエネルギーをためこんでいる状態にあることがよく分かった。特に子どもたちが退行現象を起こしていることが、子ども2.5人に1人の大人という割合にかかわらず大人のうばいあいになることで良くわかった。子どもが大人を必要としていること、ところが口に出して言えず、環境を整えるとそこでその欲求がでてくること、エネルギーの表現の場所がないこと等が実感として強く認識できたのである。その後も夏休みのキャンプ等をくりかえす中で、そのキャンプから子ども劇団が生まれたことにも触れておきたい。子どもたちは仮設住宅等をまわり、人から感謝される中で、親の失意に何も力になれなかった自分たちが人のためになれるという能力感を経験できたのである。

最後に、子どもに今回の震災について正確な理解をさせることの重要性について述べる。災害直後に子どもになぜこの地震が起こったか等の理解をさせるプログラムがアメリカ等では行われている。子どもは大人のように地震というものを科学的に理解できず、これが非常に強い無力感や恐怖感につながっている可能性があるからである。キャンプで地球が割れるのかと思ったという子がいた。その子にとっては今も地球はどんどん割れていっているのかもしれないのである。正確な認識を深めさせるようなプログラムがぜひとも必要である。

3 震災後の心のケアに対する取り組み

はじめに

今回の震災という未曾有の体験をした子ども達に対して、PTSDのような問題を発症させないことも含めて、広く心のケアを図るべきだということは、震災後の早い時期から叫ばれていた。

そしてボランティアの臨床心理士のグループなどが早い時期から現地入りし、避難所などで活動を行う光景が見られた。このような対応の早さの原因としては、海外における大地震等の教訓が活かされていると考えられる。なお、教育委員会や児童相談所による取り組みについては、それぞれの章を参照されたい。

(1) 心のケアのための手引き書

広く子ども達全般に対して、心のケアを考慮に入れた対応を施すには、専門

家だけに任せておいたのでは到底手が回りきれないのが現状である(カウンセラーを常駐させている学校の数は少なく、養護教諭等で心のケアに関する研修を受けている者も少数である)。そこで、現場の教師や養護教諭等子どもと直接接する者たちには、子どもの心のケアに関する意識を高め、正常な範囲の心の問題には現場で適切に対応し、PTSDの疑いがあるなど深刻な症状を見せる子については速やかに発見して専門家につなぐ役割を果たすことが強く求められている。このような役割を果たす者のため、PTSDを含めた心のケアに関する知識をわかりやすく解説するための小冊子が不可欠となる。

「災害を体験した子どもたち——危機介入ハンドブック」は、北海道教育大学函館校の人間科学教室(代表藤森和美、藤森立男)によって作成されたものであり、「1. 災害が心と身体に与える影響、2. トラウマ(心的外傷)3. 地震における子ども達の反応についての対処法、4. 保護者へのアドバイス、5. 子ども達やその家族が亡くなった後の教室での扱い、6. 親に死なれた子ども達への対応」という章立てで構成された15頁ほどの小冊子であり、主として教師向けに書かれたものである。

「阪神大震災：小さな心を守って——笑顔を取り戻すために——」は、兵庫県社会福祉事業団、県立清水が丘学園により編集、発行されたものであり、精神科医師、臨床心理士らがQ&Aにより子どもの心の問題に答える形式となっている。この約50頁の本は「心的外傷後ストレス障害(PTSD)とは」という解説の後に「・子どもの身体に現れる問題、・子どもの行動に現れる問題(家庭で)、・子どもの行動に現れる問題(学校で)、・子どもの対人関係に現れる問題(学校で)、・子どもを支える大人たちの問題」というそれぞれの問題について、いくつかの具体的なQ&Aが記載されている実践的な本である。約3000部発行されたこの本は、教育委員会を通じて震災による被害の大きな小、中学校に配布されたほか、子どもの心の治療にたずさわる医療相談機関でも活用されている。

(2) ハート・ネットワーク・センター

子どもの心のケアには、継続的なフォローが重要であるとの観点から前記の「笑顔を取り戻すために」の執筆にかかわった児童精神科医や心理専門職を中心として、設立準備が進められていた「子どもの心応援ネットワーク(仮称)」

は、平成8年4月から「ハート・ネットワーク・センター」の正式名称で活動を開始した（支援社団法人日本青年会議所）。

現在までの活動の状況は次のとおりである。

事務所 神戸市中央区花隈町9-11 ラフォーレ花隈101

(☎ 078-360-0225)

上記事務所で、面接及び電話による相談（カウンセリング）を行っているほか、仮設住宅（北淡町）に向向いてのグループセラピー（ふれあい支援活動「ウイズ・キッズ」）や仮設住宅（六甲アイランド）の子ども達への学習の場の提供（「ワイワイ塾」）などの活動を開始している。

また、教師等を対象とした心のケアに関する研修、講習会の開催や子どものための夏合宿などが企画されている。

第2 震災と学校教育

はじめに

阪神・淡路大震災は、当然のことながら、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園の学校教育関係にも甚大な被害をもたらした。神戸市だけでも、64校（園を含む。以下同じ）の179人の子どもたちの生命が失われ、11人の教職員が犠牲になった。被害を受けた学校施設も295校にのぼり、そのうち21校では建て替えを必要とするほどの重大な被害であった（データは「阪神・淡路大震災と神戸の学校教育」神戸市教育委員会編による）。

しかし、本当の学校の苦難は1月17日早朝の震災がおさまった時から「始まった」と表現すべきであろう。周知のごとく、学校は被災者のための避難所となり教職員は避難所の運営者主体として、教職員として、ボランティアとして……何人分もの働きをせざるをえない立場に置かれた。その上、避難所の解消は遅々として進まず、学校は長期にわたって教育施設としての機能を減殺させられることとなった。まさに、学校は、被災者に対する救援活動の「拠点」となったわけである。

学校がこのような日常とは著しく異なる、極限状況に置かれた中で見えてきたものは何かを考察してみたい。

まず、1で避難所の長期化と学校の問題を扱う。特に、避難所業務と学校業務のはざまに置かれた学校施設と教職員の問題に焦点を当てる。

次に、2で通常の学校とはやや違う状況に置かれた特殊教育(養護学校)を取り上げる。これは、第II章の「震災と障害者」の問題に通じるものである。

最後に、第3で震災後の極限状況を通して見えてきた現代の学校教育の問題点について考察する。

今回の震災では、本来対立するものでも優先順位に差がつくべきものでもないはずの、被災者の「生存権」と子どもの「教育を受ける権利」が衝突するかのごとき事態も生まれた。「教育を受ける権利」についてあらためて考えるきっかけとしたい。

1 避難所として学校の使用が長期化したことによる問題点

(1) 阪神・淡路大震災において学校が果たした役割について

① 避難所としての機能

学校は一般的に、市街地において校庭・教室など一定の面積を有する物的設備を備えている。このため、天災などの緊急時において、近隣の住民が学校に避難してくること自体は避けられない。阪神・淡路大震災においても、被災地域の学校は教育活動と避難所運営との両立を求められることになった。兵庫県下においては、最大時383校の公立学校で約18万人の避難者(全体の約6割)を受け、神戸市においても、神戸市立345校中、避難所になったのは218校(63%)であり、全市の避難者の6割を担った。

このような学校の避難所としての使用は長期化し、震災後5か月以上経過した時点でも全校の3分の1で避難住民が滞在した。

このため、2月24日までに全校が再開したが、避難所となった学校では再開時期が遅れるなどの影響が出た(以上、データは「阪神・淡路大震災と神戸の学校教育」神戸市教育委員会編による)。

② 物的拠点としての学校

学校外でも児童公園のテント村や企業ビル等で避難する人が多くいたが、このような人々には学校を拠点として食料や日用品、救援物資が配給された。救援物資も、学校の講堂、教室、校庭のテントで一時保管され必要に応じて支給されていった。

③ 情報拠点としての学校

行政情報の伝達や、尋ね人など個人情報交換の場所としても利用された。

(2) 教職員の活動について

① 現行の神戸市地域防災計画では、学校は区本部長（区長）との協議のもとに「教職員または技術職員を避難所開設のための業務に従事させる」とあり、また応急対策のうえでは「学校は、児童生徒などの保護及び応急教育に関する業務」を分担することになっている。

しかし、実際には、教職員の果たした役割はより広範囲にわたっている。教職員の避難所運営に関する業務について言えば、避難住民の生活確保、外部との対応、避難住民の人間関係の調整や組織化等、多様な内容を含みかつ長期にわたっている。より具体的には、水の調達搬送、食料品の調達搬送、トイレなどの清掃、避難所の見回り、外部からの問い合わせの対応、避難住民同士の人間関係の調整、生活上の苦情の対応調整、自治組織の運営、避難所の指導などまで含まれている。

このように、教職員は、避難者救援業務、災害対策本部との連絡、自主組織の立ち上げなどに多大の貢献をしている。

② また、児童生徒などの保護についても、例えば安否確認に関して教職員の必死の調査により、神戸市立345校において、2月23日までに99.7%の幼児・児童生徒の所在が確認されている（データは「阪神・淡路大震災と神戸の学校教育」神戸市教育委員会編による）。

(3) 検討課題——問題点

① 緊急時における学校の機能は暫定的なものである。

② 今回のような災害において、その初期の段階において、一定の物的設備を有する公共施設である学校が、地域防災計画避難所としての機能を果たすのは避けられない。しかし、学校は、本来教育の場であり、大災害時における役割は基本的には児童生徒の安全確保と応急教育にある。とすれば、避難所としての学校の機能はあくまで暫定的なものであるべきであり、当初の混乱期（おおむね一週間程度）を乗り越えた後は、学校運営業務と避難所運営業務を分離し、避難所運営業務は災害対策本部が運営するというシステムが必要である。

③ しかし、現実問題として被災者が学校に避難している以上、学校運営業務と避難所運営業務を完全に分離することは困難である。従って、学校運営業務の早期再開のためには学校における避難所の早期解消が必要である。

この点、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」との通達によれば、「避難所」を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とされている。そして、その後は「応急仮設住宅」に移ることが災害救助法の建前となっている。同通達によれば「応急仮設住宅」の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに設置しなければならない、とされる。

そこで、避難所から被災者を移動させるためには、仮設住宅が設置されることが前提となる。学校の避難所としての機能は早急に解消されるべきではあるが、その解消は当然に被災者が移動できる場所が確保されることが必要である。

学校の避難所機能の早期解消を強調するあまり、被災者があてもなく追い出されるという事態も避けなければならない。

このように、学校の運営業務の早期回復は、仮設住宅の早期設置と密接に関連するものである。

④ また、今回の震災においては、教職員による避難所運営が長期化し、統一的・明確な避難所運営マニュアルがないこともあいまって教職員の疲労が蓄積し、これがひいては学校の再開の遅れなどにつながっている。また、避難所運営についても、避難所となった個々の学校の教職員の判断により行われたことから、被災初期においては学校ごとに住民への対応が異なったものとなった。学校が避難所となっている限り、教職員が一定限度避難所運営に係わることは避けられないであろう。この点からも、仮設住宅設置の遅れが学校業務再開の遅れにつながったことが明らかである。

まとめ

暫定的な避難場所としての学校の役割と備えるべき防災機能、早期の教育活動再開との関係、教職員の役割の明確化と人的支援態勢の整備、地域自主防災組織などとの連携方法などについて検討していくことも勿論必要である。

具体的には、避難所運営マニュアルの整備、一般行政との役割分担の明確化が必要であろう。

ただ、今回の震災における学校での最大の問題点は、学校での避難所が長期化したことであった。そして、かかる問題点は前述のように仮設住宅の設置と密接にかかわる。従って、究極的には被災者が安心して移転できる仮設住宅の早期設置が可能な態勢を整えることが重要な検討課題であろう。

2 特殊教育学校

はじめに

阪神・淡路大震災は、各方面に甚大な被害を及ぼした。特に何らかのハンディを負ってる人々にとってその被害はより切実な問題を引き起こしている。また、地域の学校は避難所としてその設備面、機能面において十分なものでなかったにもかかわらず、いやおうなく地域の避難所としての役割を果たさざるを得なかった。そしてこのことは、養護学校等の特殊教育学校（以下養護学校と総称する）においても同様である。そればかりか、種々の事情から地域の避難所に入ることのできなかった障害をもつ人々の避難所としても機能したのである。

すなわち、神戸市立養護学校6校のうち、避難住民を受け入れた学校は4校、うち避難場所指定を受けていた学校は1校だけである。避難住民の数は、4校全体でピーク時2460名にのぼる。

(1) 養護学校の果たした役割

養護学校、盲学校等においても住民が避難してきた学校現場の混乱とその学校現場を預かる校長以下教職員の行ってきた激務については他の学校現場と同様である。ただ、養護学校の場合には、児童、生徒の校区が広いため、生徒、児童の安否確認にかなりの困難をきたした。また、児童、生徒の健康面のケアのため、かかりつけの医師等への連絡業務も教職員が負担しているのが現状である。

特徴的なことは、児童・生徒のみならず卒業生の家族が養護学校へ避難してきたことである。肢体不自由児の場合、地域の避難所ではその設備面において生活していくことができず、やむを得ず、設備やケアの面でノウハウのある在学校、出身校へ避難せざるを得なかった。また、情緒障害児童の場合には、恐怖等のため奇声を発するなどのため、地域の避難所からはじき出されたという事例もある。

今回の震災により障害をもつ人々やその家族の被った被害はより重大である。地域の避難場所は、立錫の余地すらない状況であり、介護の必要な重度の障害をもつ人にとっては入り込むことさえ不可能な状況であった。車椅子等の介護器具を必要とする人も、その器具さえ持ち込むことすらできない。知的障害者、情緒障害者においては、極度の恐怖、興奮により予想外の行動に出るケースもみられ、地域の避難場所に居場所を得られなかった場合も多いと聞く。

このような人達やその家族にとって、安心して避難しうる場所は、養護学校しかなかったのである。

(2) 今後の課題

今回の大震災のような、想像を絶する大災害の場合、地域の学校・養護学校は、選択の余地なく被災住民を受け入れざるを得ないであろう。特に養護学校は、障害をもつ人々のための設備面において地域の学校よりも優れた面をもっているため、現状において老人を含むハンディをかかえた人々のための避難場所として大きな役割を果たさざるを得ない立場にある。本来的には、地域ごとに福祉施設を充実させると共に、その福祉施設が障害をかかえた人々のための避難施設たりうるべきであり、学校、養護学校はその地域センターとしての役割のみを負うべきものと考えられるが、今回の都市計画にはそのような視点がみられない。

この大震災は各方面に未曾有の被害をもたらした。しかし、今後これをきっかけにして、老人、障害者等ハンディを有する人々にとって住み良い街造りが重要な課題となろう。今後の街造りにおいて真に必要なものは、空港でもなく、街を分断する広大な産業道路でもない。老人、障害者等ハンディをもつ人々が安心して暮らせるようなきめ細かい福祉政策とともに地域ごとの福祉施設の充実こそが求められていると言わなければならない。

3 震災を通じてみる現代の学校教育

(1) 避難所となった学校（西宮市立瓦木中学校教諭小川嘉憲氏の講演から）

はじめに

私の勤めております学校は、阪急の西宮北口にあります。私の校区の半数以上55%が全壊で、半壊も併せたら3分の2位です。阪急の南側だけがほぼ大丈

夫というそういう状況にあったわけなんですけれど、その中で、当初私の学校も1300人位の人が避難されておりました。私が行って、最初の仕事は死体安置所を作るのに柔道の畳を運んで、そして、亡くなられた方を運ぶのを手伝ったところから避難所が始まったという状態だったんですね。そして、子ども達も私の教え子も3人、ほんとにつらい思いをしたんですけれども亡くなりまして、そのほかお父さん、お母さんを一度に失ったという子もおりまして、一瞬のうちに両親がなくなってという、そういうような子ども達、そして、住む所がなくて、遠くへ行ってしまった子ども達など一杯つらい思いをいたしました。その中で、一方子ども達というのは、ああいう場面になったらすごいなというような面も一杯ありました。そのような体験談もふまえ、学校の中の問題、特に震災をとおして見えてきた学校ということを中心にお話します。

① 震災を経験した子ども達—子ども達が体験から知ったこと

まず、私を感じましたのは、子ども達自身がこの大震災の中で本当にたくさんのかんことを学び、そして、子ども達自身がすごいエネルギーを持っていたんだということであらためて思い知らされたことです。

a. 命の大切さ、家族の大切さ

命の大切さということ子ども達が痛感したということです。それは、ただ、身の周りで自分の肉親も含めて亡くなられたというような体験だけではなくて生かされた命そして亡くなる時のみんなの悲しみというそういう体験だけで命の大切さというのをつかんだように思います。具体的な例をお話したいと思います。

1人は、紀子さんという子はですね、瓦礫の中に2時間ほど埋まっていたりして地域のみなさんの人によってやっと助けられました。そして、出たときには自分が屋根の上に乗っているということが信じられなかったという、そういうことだったようですけれど、その後、自分の命がみんなに助けられたということで、助けてくれた人というのをみんな探しました。お母さんと一緒に一軒一軒助けてくれてありがとうとお礼に行ったんですね。とうとう、宝塚の方までお礼に行って、自分自身がみんなによって助けられた命だということを実感したようです。

そして、もう一つは、つらい体験なんですが、自分が可愛がっていた近所の

女の子が亡くなった時のことです。ちょっと、そこは作文を読みたいんですけど、みっちゃんという子が亡くなった経験を良子さんという子が書いています。「みっちゃんが亡くなったということを後で聞きました。父が言うにはみっちゃんは柱の下敷きになっていて、既に虫の息だったそうです。病院でおばあちゃんに『私が身代わりになるから孫の命を助けて』と言われて、とても、辛かったそうです」。

これは、おばあちゃんの方が先に助けだされて、で、後からその奥に寝ていたみっちゃんを助けだしたけれども、もう、だめだったという体験で、おばあさんが私が身代わりになると泣いておられた姿をお父さんが良子さんに語ったわけですけど、「夜、小学校に避難して泊まりました。おにぎりを食べていると急にみっちゃんのことを思い出し、みっちゃんとおばあちゃんが入れ替わったら良かったのにと母に泣きました。すると、怖い顔で私をにらんで何言うてんねん。この世に亡くなっていい命なんてあれへん。どの命もみんな大切なんやで。お父さんは一人も死なせたらあかんと思おて、誰彼区別なしに助けたんやと目に涙を浮かべて言いました。どの命もみんな尊いということを母に教えられました。私は恥ずかしくなりました」。

まだまだ、作文は続くんですけども、このような経験をしているんですね。子ども達は人の命はかけがえのないもの、どの命もみんな尊いのだということとをさまざまな生と死に出会う中で痛感しました。こういう大震災の中で子ども達は人間の命の尊さを本当に体験を通してつかんだわけですけども、それは、先ほども言いましたとおり、単に死に直面したからではなくて、瓦礫からの救出や、医療活動など、人々の人間の命を大切にするというさまざまな営みを目のあたりにしたからだと思うんです。今、いじめ問題が学校の教育の大きな課題になっているんですけども、人の命が大事にされるという現実一旦出会えば子ども達は人間の命を本当に大切にできるようになるんじゃないかなというのをその時につくづく感じました。そして、命とともに家族の大切さというのをも身をもって感じました。その分、家族と一体となってしまって、本当にこう家族と共に閉じてしまっているような子ども達も一杯いました。

そういう状況の中で今まで家族とか命とかがどこか遠い存在だった子ども達が、これこそ自分達がよって立つ基盤だということを感じたということと隣近所の人達に助けだされた中で地域というのが、避難所の中での生活も含めて地

域で名前を知っている人達の助け合い、そして、分かりあえるということが実は最も大切だということも子ども達が見つかることができました。

b. 働くことの大切さ

次に、労働というか働くことの値打ちとそしてそれができる自分に対する自己肯定が子ども達に育ってきたということです。子ども達は水汲みとか瓦礫の処理とか中学生では屋根に上がってブルーシートを張るところから家族と一緒にやっていったわけなんですけど、その中で僕って役にたつんだな、まんざらじゃないんだなとか、そういう自信みたいなものを持ってきたということです。

サッカー部で非常に運動ができる幸治君という子がいるんですけども、おねえちゃんが大変良く勉強ができて、自分はいつも比較されてあほやあほやと思ってきたんですね。その子が近所のおばあちゃんを助けだしまして、で、そのおばあちゃんから通るたびに手を併せて押んでもらって、おれ、「神さんになってしもた。」と言ってたんですけども、そして、西宮の中央体育館へおねえちゃんと一緒にボランティアへ行行って、食糧の整理とかさまざまなことをやってくの中で、「先生、俺、あほやけど役に立つで」とかいうて、「俺、サッカーだけの人間ちゃうで」とかいうて、彼は、ずっと、サッカーでねなんぼ優勝してもあんなこんだけの力があるから勉強しいやと言われてきたんですよ。自分はずっとそれを思ってきたんですね。俺ってこんな力があるんだと、そんなふうな自分を発見してきたんですけども学校のこの学力序列というものから解放されたときに本当に子どもが自信をもってきた。

c. 子ども達自身の存在感

子ども達自身は、本当に堂々として、自分が社会に役に立つことを通してその自分の存在感を見つけてきたということを思いました。その時のことを体験してきた子ども達がボランティア体験でこんなことを書いております。

「1月17日午前5時46分あらゆるものを一瞬に打ち砕いたあの悪夢のような阪神大震災が起った。それは、私達を暗闇のどんぞこに追いやり、すべての人々の希望が消えていくようなものだった。たくさんの大切なものが失われ、多くの犠牲者が出た。こんな中で、これからいったい誰がどのような希望をもち、立ち直って行くのだろうか。私は考えた。子ども達しかいない。私達子どもの

若い力と元気な明るさで大人達を励まし、新しい希望を作り出すんだ。そう思い、今私にできることは何。何かあるだろうかと探した。私に通っている瓦木中学校にも1400人を超えるたくさんの被災者が体育館や教室に避難された。そして、瓦木中学校の先生達のボランティア活動を見て、心を動かされた。先生達も同じように被害を受け、家の仕事が多量にあるというのに、朝早くから夕方遅くまで少しでも避難されている方々が良い生活ができるようにと心がけて一生懸命働いている。私は、この姿を見て、私もがんばらなければと思い、ボランティア活動に参加した。想像していた以上に大変な仕事がたくさんあった。トイレ掃除に、食糧の配給、救援物資運びなど笑顔でありがとうとほほえみ返してくれると、うれしさと満足感とで心が充たされるのである。次に大事なことを教えられたのがトイレの掃除だ。水が出ないためプールからバケツで何度も何度もトイレへ運び、その水で洗う。けっして、めだつ仕事ではないが、誰もやらなかったらどうなるだろうか。誰かがやるのだろうかではなくて、自分でやるんだ。そう思う心を教えられました。このようにボランティア活動を通して私は多くの事を学び、少し人の心がよくつかめることができた気がした。そして、自分がなんとなく変わったような気がした」というような、子ども達自身が本当に家族と一体となって、がんばり、そして、学校で自分達が役に立つことは何かということを学んできたように思います。

その中で、本当に私自身がすごく思うのは、二つの点ですね。一つは今、生きる力がないとか、そして、享乐的な子ども達とか、無気力だといわれているけれども、子ども達自身は本当に生きる大事さ、そして、自分が役に立つ値打ちのある存在だと分かり、そして、そういった対象があれば、素晴らしい力を発揮するんだということを感じました。で、そう思えば思うほど、それが、閉じ込められている今の社会と学校がなんやろうというそういう深い問いかけをせざるを得ないような思いを今しております。

② 学校とは何か

学校とは何かということについての問い直しができたと問題です。西宮では2週間後で学校が再開されました。1月30日、私の学校も再開したんですけども、場所がなく、グラウンドの一番端のテニスコートでみんなが集まってきたんですね。皆、それぞれ思い思いの服装なんです。子ども達は再会を喜びあったんですけども、その時の学級日誌にこんなふうに書いていました。

「今日から学校再開。地震の後、不思議なことに学校に行きたくて仕方がなかった。ほんと、自分でも驚いている。でも、あちこち席が抜けている。早く一杯になって欲しい。あ一元に戻らないか。わびしい」と書いてあるんですね。この元に戻らないかというのはですね、転校した子とか亡くなった子らへの思いを短い中で書いているんですけども、子ども達自身が行きたくて仕方がなかった学校ってなんやろうという思いをしました。

私が担任している中で孝子さんという子がいるんですけども、マンションが傾いてしまってお父さんの実家のね、奈良県の平群町という大変遠い所に引っ越したんです。近くの学校に転校したらという、一時転校も許されてましたので、そういうふうに勧めたんですけどもね親戚の方々は。これが、元の学校へ通うと言い張って、2時間半以上もかかって私の学校に登校してきました。私は、「うれしいね2時間もかけてうちの学校に来てくれるなんて」と言うよね、「もう先生、友達に会いたかった。先生に会いたかった。うちって学校が好きやねんな」と言ってくれました。中学生にとって、友達が本当にこんなにも大切なのか。学校がこんなにも必要とされるものなのかということ、改めて思い知らされて、身の引き締まる思いをしました。

この、学校とは何かということを見たときに、一つはね、来るだけで、生きているだけで、抱き合って先生が迎え入れてくれた学校なんですね。

実は、学校再開を知らせるためと安否確認のために、その前に一軒一軒、私達はそれぞれ瓦礫を潜り、そして、屋根の上を乗り越えて、一軒一軒生徒の安否を確認していったのです。そうしたらね、生徒が壊れた家のかたづけをしているところを私自身が斜めになりながらですね、おいでおいでと言ってね生きてて良かったねと抱き締めてね、「学校があるんよ30日においでよ」。というたらね、「先生、私、制服あれへんね。」また、ある子は、「先生、白い靴があれへんねんけどいいですか」。ある子は「教科書埋もれてしもうてないんですけど」とか。

子ども達は、先生が学校へ来なさいと言われたときに制服着て、鞆持って、そして、白い靴を履いて行くのが学校であって、生きて、君のそのままの体で来てくれたらいいんや、と僕はいうたんですけども、学校というのを一つの緊張した、あるイメージをもって子ども達は見てるんです。学校へ行くというのは、制服着て行くんやと思っているんですね。私は、その時、中学生というの

は学校というのをそういうふうにいるんか。これは、登校拒否にもなるは。と、思ったんです。けれども、私服自由、遅刻自由というのがその当時のうちの学校やったからね。そら、2時間半もかけて来るのやから、遅刻なんか咎められへんでしょう。制服なんかそろえへんから何着て来てもええと、とにかく体だけこいと、だから、全部を受け入れてくれる学校があったというのが、一つあったと思うんです。

もう一つは、仲間がいたということです。子どもにとっては、友達に会えるということが、本当に嬉しかったんです。特に避難してた子ども達にとっては、その2週間は、不安、家族とともにずっと不安でおって、そして、友達に会えなかったんですね。中学生というのは、特に、思春期の子ども達は友達を通して自分を知っていくものですから、その点で仲間というものが、何よりも大事だということを思いました。学校というのは仲間が大事やなど。

そして、二つ目は安心できる空間ですね。家におったら、いつ、余震でグラグラとくるかわからない。そして、いろいろ、不安感が一杯ある。そして、外へ出たらダンプカーやクレーン車、その当時は救急車や自衛隊の車が一杯通って、町全体が工事現場、いや、戦場のような状態だったので、安心できる空間がなかったのです。学校に来たら、安心できる空間、といっても教室、たった半分残された教室だけなんですけどもね。運動場は駐車場になって、体育館と教室の半分は避難された方の避難所になりね。それでも、子ども達はこうしてね学校に来たら、安心できる空間があると二つ日に思いました。

そして、安心できる大人がいるということです。守ってくれる。もう、ベタベタしてくるんですよ。女の子がね、いきなり「先生いうて」、のっかってくるんですよ。学校というのは、子ども達を受け止めてくれる先生と、安心できる遊べる空間と、そして、仲間とがいるんやな、と思いました。

そして、もう一つ、時間がゆっくりと過ぎたんですね。これも今の学校のあり方を問われているんですけども、実は私の学校は午前中3時間1年生と3年生、午後3時間1年生の後半クラスと2年生と2部授業をしていたんですけども、それでも時間をゆっくりとすごしたんです。何故かというとな事がない。先生達の出張もない。子ども達と一緒におれる時間が僕達にもずいぶん長い感じがしたんです。半日しかなかった。その後、正常化したときの学校というのが、トイレに行くひまもないほど忙しいです。子ども達がこわかれへん、と

言っても、後でな、明日なら空いてるからとか言って走りまわっている今と比べて、出張もないし、会議もないし、行事もない学校というのは本当に子ども達とゆったりと過ごすことができた。時間さえも確保できた。こういう学校があったということに僕は学校というものは何かということを感じさせられました。

実は、不登校だった子が学校に来るようになったんですね。私服で学校に来るようになったんです。もちろん、学校に来るといっても体育館が避難所ですから、歩いて20メートルですけども、教室に入って、でも、ニコニコしながら来たんです。友達と一緒にゆったりとした時間が過ごせたんです。積極的に勉強もしてね。ところが、正常化して4月から制服で、遅刻したらいけないというようになった。最初のうちは頑張ってたんですが、仮設住宅に入って、30分かかって来るようになって、友達からも切りはなさず自転車でくるようになって、学校はそろそろ進路や成績だということになって、結局元に戻ってしまいました。

③ 地域との関わりの中で

学校が避難所になりました。学校としたら、大変しんどいことでした。避難所になりましたら、学校が学校でなくなるんですよ。

子どもにとっては運動場があり、体育館があり、音楽室や美術室があるのが学校なんですね。再開された学校は、国、社、数、理、英の5教科だけ毎日毎日3時間だけやったわけです。2週間したら、子ども達が先生、音楽がしたい、絵を描きたいと言い出したんです。そういうようななかで学校というのは、長期の避難所としてはだめで、せいぜい1週間だと思います。

でも、その地域の人達から私達はたくさんのことを学びました。一つだけ例をあげますと、ボランティアの人達が最初、ここでタバコを吸ってはいけませんとか食事は一列に並んで待ちましようとか、貼紙を一杯されたんです。避難所の皆さんが合同会議の中で「先生、私等も肩身の狭い思いをしてるけど、あんな風に貼紙をされたら、本当に辛い。ちょっと、呼び掛けてくれたらいいんや。呼び掛けこそ大事ちゃうか」。と言われたんです。学校というのが、いかに命令主義かというのを地域の人に教えられたんです。

また、青空卒業式というのを避難している人達と一緒に作り上げたんです。こんなことから、学校というのは地域住民の中であってこそ学校だということ

が感じました。

(2) 不登校の問題……検討の出発点として

この震災を契機として、不登校の児童・生徒が減少した、ということが言われた。

神戸市教育委員会が被害の大きかった東灘、灘、中央、長田、須磨区の市立小中学校132校を対象に平成7年5月1日付で実施した調査の結果によれば、平成7年5月1日現在の不登校の児童・生徒の人数は、震災前の平成6年12月現在と比較して、小学校ではほぼ半減、中学校では2分の1以下となっている（「阪神・淡路大震災と神戸の学校教育」神戸市教育委員会編）。

小中学校共に相当数の転出者がいたことからして減少した数字が即不登校を克服した児童・生徒の人数となるわけではないものの、これは驚くべき程度の減少と評価してよかろう。これは、西宮市等、他の都市でも見られた現象である。

不登校の児童生徒は何ゆえ登校できるようになったのだろうか。

「学校が避難所になって、住居になってしまったから不登校が成立しなくなった」とのコメントも聞かれたが、平成7年3月よりも同年5月の方が不登校の児童・生徒数が減少していることからすると理由は他にありそうである。

(3) 登校ができるようになった理由

上記の神戸市教委の調査によれば、登校できるようになった理由として、①家族間のふれあい、絆が深まったこと、②短縮授業になったこと、③ボランティア活動に参加して他人とふれあい、自信を持ったこと、④震災後の混乱の中、自分がしっかりしなければ、と考えるようになったこと、⑤学校が避難所になり通学しやすくなったこと、⑥外界の変化に関心を持ち、外へ出るようになったこと、⑦自宅の全半壊でくつろげる場所がなくなったこと、等が挙げられている。

この中で学校そのものと関係してくるのは②と⑤くらいであり、ここからはあまり問題点は浮かび上がってこない。

不登校が減少した理由は本当にこれらに尽きるのだろうか。

(4) 子どもたちの安心の拠点としての学校

上記調査では必ずしも明確ではない視点として、学校が子どもにとって安心できる場所たり得た、ということを描き出すべきであろう。学校に行けば、親族以外の信頼できる大人としての教師がおり、友人たちがいる。余震の不安や家事労働から逃れることができるのである。

学校にいて、子どもが安心できるという、考えてみれば当たり前であるべきことが、新鮮に感じられるのはなぜだろうか。

(5) 生徒「管理」の不成立

震災後に学校に登校しやすいものとなった理由としては、制服規制が事実上行われなくなったり、遅刻が規制の対象となくなったりしたことも挙げるべきであろう。

被災した生徒の中には当然制服を無くしてしまった者もいたから、私服登校が認められた。また、様々な場所に避難していることや交通事情が悪いことから一定の時間に登校することを期待するのは困難であり、遅刻が問題にされるのが一時的にはなくなった。このように、従来生徒にはめられていた管理の「枠」が消滅したことは、単に不登校の解消に寄与するのみにとどまらず、管理の「枠」の必要性自体を問い直すこととなったはずである。

学校という場を成立させるためには、制服であるとか、厳格な時間管理はどうしても必要なものと考えられがちである。これらなしでも学校が成立したという事実は示唆に富むものであろう。

(6) 教師「管理」の不成立

実は管理されなくなったのは生徒だけではなく、教師に対して通常及んでいる管理もまた消滅したのであった。

教師に対しては、平日頃から教育委員会や文部省からの管理が及んでいる。教育委員会からの管理は学校長を通じて個々の教師に及ぼされ、文部省からの管理は主として学習指導要領という形で及ぼされる。震災により、これらの管理もまた事実上消滅した。学校の再開の時期や授業のやり方は各学校において、教師たちが自主的に決定するしかなかった。学習指導要領に従った授業は、とうていなしうる状況ではなかったから、教師たちは、自主的に授業内容の研究

会をやったり、自らの手で教材を精選するなどして授業を行っていったのである。

例えば、『ルポ瓦礫の中の教師たち阪神大震災と学校』（三好ヒロ子著フォーラム・A）には、震災の1か月後の2月17日から教師たちが自主的に開始した「授業を考える会」の活動が紹介されている。そこには、「算数・重さを考える」、「国語三年・子どもたちの祭り」、「理科・わたしたちの体」といったテーマで指導の工夫や教材の精選に熱心に取り組む教師たちの姿がある。

教師に対する管理もまた、その存在意義を問われることになったのである。

(7) 子どもの教育を受ける権利（子どもの権利条約第28条、憲法第26条）の保障の場としての学校とは

学校という場は、なにより子どものための場でなければならない。法的に言えば、子どもの教育を受ける権利を十分に保障しうる場でなければならないのである。現在の日本の学校を、このような視点からの検証にさらしてみることが求められているわけであるが、私たちは、普段なかなか学校という存在を裸にしてみることができない。今回の大震災は、はからずも学校を丸裸にしまった。

児童・生徒がいて、教師がいる。

この最小限の要素から出発して、果たして他に学校にとって何が必要なのかを考えてみる材料が提供されたのではないだろうか。特に、現在の日本の学校の大きな特徴である「強い管理志向」が、決して必要不可欠なものではないことに思いを至すべきであろう。

(8) 再び不登校は増加へ

最近の報道によると、学校が「正常化」とともに、再び不登校は増加し始めたようである。学校の「正常化」とは、様々な「管理」の復活を意味する。正常化とともに震災後のある種の貴重な経験もまた忘れ去られてしまうのだろうか。

今、教育の在り方が問われている。震災後登校し始めた不登校の子どもが「正常化」とともにまた不登校に戻ってしまう。これを正常化と呼んでよいのだろうか。

第3 震災と家族

はじめに

阪神・淡路大震災は、家族関係にどのような影響を及ぼしたのであろうか。家族は、子どもにとって、あらゆる意味で基本的な環境と考えられるが、今回のような大災害に直面して、果たして、家族は、子どもにとって十分機能するものであったのであろうか。震災によって親子離散など、家族の崩壊が進んだのではないか。

以上のような問題意識をもちながら、われわれは、阪神・淡路大震災が家族に及ぼした影響について、考えてみることにした。考察方法としては、家族と子どもの問題の専門機関である各児童相談所の今回の震災に関連する活動内容を聴き取ることを中心とした。

1 震災と児童相談所の活動

(1) 児童相談所が関わった件数と内容

児童相談所が関わった内容と件数、措置の種類等は、本章末尾の別表のとおり。

今回の震災による死者は6038人(12月27日消防庁発表)に及び、家屋の全半壊被害を受けた家族は、神戸市だけでも24万3000世帯といわれている。その膨大な被災数に比して、児童相談所に子どもの保護が求められた件数があまりに少ないのに驚ろかされる。外国人の記者も不審を抱き、体面を繕うため、事実を隠蔽しているのではないかと児童相談所職員に詰め寄る、との一幕もあったそうである。いずれにせよ、児童相談所への相談が予想よりも少なかったというのは何を意味するのであろうか。

(2) 家族の機能

この点に関し、家族養護促進協会の岩崎美枝子氏は、「これは、家族(あるいは親族)が一致団結して、危機を乗り切る力をもっているということの表れではないか」と語る。つまり、昔から、日本では、子どもが親を失ったときに、

親戚が面倒をみ、親戚がないときは近所の人がなんとかする、ということが行われてきた。今回の震災でも同じようなことが行われていた。親が生存している家庭でも、家を失なうような危機的状況になればなるほど、親が子を手離すことなく、家族が一丸となってこの危機に立ち向ったようだ。そうしてみると、家族の一体性、家族の力は、自分が日頃感じていた以上に残っていたと言えるのではないかと、このことである。以下に聴き取り要旨を紹介する。

▶ 家庭養護促進協会の岩崎美枝子氏からの聴き取り要旨

ア、今回の震災における里親制度の位置づけ

今回の震災によって、意外にも、被災を受けた子どもを家庭に引き受けようという希望が何百件もあったのにも関わらず、親を失くした子どもや親の保護が受けられない状態にいる子ども等でいわゆる里親を必要とする子どもらがほとんど現れなかった。

神戸事務所が、各避難所にチラシを貼って、里親としてこんな援助ができませんと訴えたが、それに応じてきたのは、大阪へ通学していた高校生が交通機関が回復するまでの間下宿させて欲しいとか、家の中を片づけるために足手まといになる乳幼児を週末の2日間だけ預かって欲しい、保育所が機能していないので、中央区で昼間預かってくれる家庭はないかというような申し出が多く、本来の制度の趣旨に合致した里親を求めるケースは非常に少なかった。

但し、病気の乳幼児を預かって欲しいというような申し出に対して、個人の里親家庭では責任が重すぎて引き受けられなかったり、結局は施設に預けられなければならないかという事態も発生した。また、震災がきっかけになったが、もともと要保護性の高かった家庭から、約50ケースほどが施設入所していると聞いている。

里親に委託されるケースが少なかったということ、逆に考えれば、こういう時に里親制度が利用できる有効な資源としての認識が、社会の中に定着していなかったということではないのかという反省を、私たちはしている。里親になりたいという多くの申込者の方々が今後震災ではない子どもにも関心を持って下さるのかということにも疑問がある。まだまだ里親制度が皆さんに理解されていないと思っている。

ただ、現在は避難所で面倒を見てもらっていたり、親戚が預かっていたりと

いう子どもも多く、もう少し後になって出てくる可能性があるかもしれない。

イ、震災が「家族」に与えた影響

現実に経験した事柄、震災の取材にあたった新聞記者たちからの情報を総合すると、震災によりあらためて家族のきずなが再確認されるという状況が生まれているということがいえる。例えば仕事人間の父が家に帰ってきた、家族皆で一つの作業に取り組むことができた(勿論これは壊れた家の片付け等、それ自体が非常に深刻な作業であることは疑いないが)等の事柄である。震災であれ、何であれ、家族内に大きな危機が起きた場合、その危機を乗り越えるために、家族が結束しなければならなくなり、日頃家族としての意識が希薄になっていたり、家族がばらばらになっていたかのように感じていたのが、一つの家族としての統合が計られ、期せずして家族としての機能を回復させることになったということだろう。しかし逆に、大きな危機が、一見家族として機能していたかのように思っていた家族の脆さを露呈させてしまった家族もかなりあるのではないかと予測される。

自然災害という人の運命を無作為に変えてしまう危機は、それまでの価値観を根底から揺さぶられることになるからこそ、そこからどう立ち直れるのかに、それぞれの人間性が問われることになるのだと思われる。

甚大な自然災害により親と子が引き剥がされそうになった時に大人と子どものつながりはどうなるのかという問いに対し、少なくとも、今回の震災では多くの子どもが避難所にいても、家族やよく顔を見知った近隣の人たちと共に生活ができたこと、あるいは疎開先も親戚や知人が多かったことは、大きな恐怖を体験した子どもが、その上に親や家族と引き離されることにより、より精神的な外傷をひどくさせるおそれが予測されたことを考えると、里親の出番がなかったことを含めて、ある意味ではとても良かったのではないかと感じている。また、実親のもとで保護できたということについては様々なボランティアたちの働きも大きく、大いに評価したいと思う。従来から、家族機能の低下が指摘されてきたが、思いの外、まだ日本の家族がこういう危機に対して、家族として或いは地域社会として対応できる力があつたことに、ほっとし、少しは見直して良いのではないかと感じさせられた。

ウ、各論における重大な危機

とはいえ、この震災が大きな危機であることには変わりない。全体として良

くやっていると子どもがPTSDに陥った現象は確かにあちらこちらに見られる。退行によるおねしょ等、重大なサインが現れているのに、これに対して親は生きていくこと自体に忙しく、時には子どもを拒否せねばならない。さらに、特に避難所等では他人への迷惑も考え、親がイライラせざるを得ない状況が固定化している。

そしてこの延長線上に、児童虐待という現象も生じているのである。

だからこそ、特にまだ幼い子どもが家族と共におれるようなサービスのあり方や、子どもへの対応、親へのアドバイスがきめ細くなされる必要があるのだろう。

もう一つ忘れてはならないのが、中高生等の少し大きな子ども達である。ある記者が区役所の職員に取材した話である。その中学生は震災の直後に、区役所に両親の死亡届を提出しに来た。その市役所の職員が通常の事務同様に受け付け、手続きを終えた後、急にその子はこれからどうやって生きていくのかという疑問に気づき話しかけようと思ったところ、既にその子は区役所の外、瓦礫の向こう側へ消えてしまっていたという。乳幼児については回りの者も注意する。しかしまだまだ保護が必要なはずの中高生についてはどこからも取り残されていっているのではないかと考えられる。

エ、今後の懸念

現在、実親から離れ親戚に預けられている子どもたち、また虐待にあっている子どもたちの中から、今後どの程度里親制度等による保護が必要な子どもが出てくるのかについては読み切れない面があるが、おそらく時間の経過とともに、これからの方が却って問題が深刻化し援助が必要なケースが出てくるのかも知れない。

PTSD、虐待等も、このような大きな災害にあえば基本的には誰にでも生じる可能性があるのだけれど、その出方、或いは出し方に、それぞれの人によって違いがあるのだから、それぞれにどう対応すべきなのかは、これから検証されねばならないのではないかと。

ただ、マスコミも心のケアの必要性についてPRしており、また虐待ホットライン、自殺防止センター等も震災現場で大変活躍しておられる。PTSDについては北海道南西沖地震の教訓を生かしたマニュアル作りもすすめられている。

このようなことができてきていることは、社会福祉活動が少しずつ成熟して

きていることを示すものとして評価されるべきであろう。

オ、震災の教訓

例えば、従来大阪は虐待の発見については全国でも有数の高い成果を挙げた。しかしその虐待の根本的解決や、治療についてはまだまだこれから経験を積んでいかねばならない。今回の地震は、家族の有り方等の大きな問題や、強い悲しみや苦しみに対する心の問題等様々な重要な問題について我々に深く考える機会を与えた。それらは全て、いじめ、虐待、レイプ等の今までから重要視されてきた問題につながるものである。今回の地震によって我々は、あまりにも大きな犠牲を払わねばならなかったけれども、逆に言えばこの震災によって何かを獲得しなければその犠牲が意味のないものになってしまうのではないか。ある意味で、これから我々がこの地震から何を得ていくかということが考えられねばならないのではないだろうか。

さらに、大阪府立看護大学教授服部祥子氏によれば、欧米では、子どもが割に早くから独立の部屋をもって親と別に就寝する形が多いと言われるが、日本では、親と子が同じ部屋で就寝することが多く、震災直後に親が子どもをすぐに救助でき、被害を防ぐことができたのではないかとする。以上のようなことから、今回の震災に際して、日本の伝統的家族が子どもの保護という意味では、かなり大きな力を現したのではないかと考えられる。

もっとも、一方で、震災前から家族間に伏在していた、嫁姑問題や児童虐待などの問題を顕在化させ、家族の解体を促進したという例も報告されており(次項児童相談所聴き取り調査報告参照)、後記の震災による今後の課題も視野に入れるとき、阪神・淡路大震災が家族にもたらした影響は、単純に論評できるものでないことに留意すべきであろう。

▶ 児童相談所聴き取り調査報告

(1) 大阪市中央児童相談所

問1 震災に関連して、施設入所・通所措置をとった件数と理由

件数 5件

理由

1. 神戸市内で被災。大阪市内にある、母方実家に避難。以前から施設に通所していたが、ライフ・ラインが途絶え、通所できなくなったため、入所希望。

2. 神戸市内で被災。大阪市内の社宅に避難。以前から障害児施設に通園していたが、環境が変わり外出する機会もないためパニックを起こすので、通所希望。

3. 神戸市内で被災。大阪市内の母方実家に避難。訓練継続が必要なため、通所。

4. 大阪市内にマンションを借りる。肢体不自由児施設に通園していたが、継続して訓練が必要のため。

5. 家族は、兵庫県下の実家に避難。肢体不自由児施設に通園していたが、避難先の近くに適切な施設がなく、大阪市内の施設に通所。

問2 その後、施設を退所した件数と理由

件数 2件

理由

もとの家に戻ったのを機に、もとの施設の通園再開のため、退所。

(2) 大阪府堺子ども家庭センター

問1 震災に関連して、施設入所措置をとった件数と理由

件数 1件

理由

神戸で被災し、兵庫県の養護施設に入所。しかし、保護者が大阪府内に転居したので堺の施設へ入所。

[感想]

家族の機能や親族などの社会資源がしっかりしていたからか、案件自体が少なかった。

(3) 大阪府富田林子ども家庭センター

問1 震災に関連して、施設入所等の措置をとった件数と理由

件数 1件

理由

神戸市内で被災。知人を頼って富田林市内に避難。本人は、神戸で、保育所に障害児保育枠で通っていたので、こちらでも、発達障害児通園施設に通園。

問2 その後、施設を退所した件数と理由

件数 1件

理由

他市に住居が見つかり、転居。

問3 PTSD等の相談

上記の通園の例で、次男に夜眠れない、夜泣きする等一時不安反応が見られた。ただし、母親の話では、比較的すぐに落ち着いて、現在は問題はみられないとのこと。

その他

地震によって、管内の保育所に30名くらい、小学校に160人くらいの転入があった。

PTSDではないかという連絡は今のところ来ていない。

なお、小学校や中学校の卒業を控えていた子どもの多くが、神戸の学校で卒業できなかったことを寂しく感じているとのことである。

(4) 吹田子ども家庭センター

問1 震災に関連して、施設入所等の措置をとった件数と理由

件数 3件

理由

1. 神戸市内で被災。祖母宅に避難。障害児施設に通園していたので、管内の施設に通園。

集合住宅に住んでいて、子どもが走り回るなどのため、近所から苦情が出ていたが、通園するようになって、そうしたこともなくなり、母親も助かったようだ。

2. 転居予定先が震災の影響を被った。子どもに中程度の障害があり、転居後は、施設に通園する予定であった。そこで、転居できるまでの間、通園の希望があり、措置した。7月に転居して措置を終了した。

3. 淀川区で被災。震災前から万引き等の非行があり、母親から施設入所を希望した。教護院入所。

問2 その後、施設を退所した件数と理由

件数 2件

理由

ライフライン復活により退所。

転居が実現し退所。

問3 PTSD等の相談

地震後、それまでできた留守番ができなくなったり、外を母親を探して歩き回るようになったり、排泄コントロールもできなくなったりしているので、相談。数か月でおさまる。

(5) 東大阪子ども家庭センター

問1 震災に関連して、施設入所等の措置をとった件数と理由

件数 1件

理由

大阪府の養護施設に入所中の児童（本児の姉）の親（大阪府から神戸に転居）が、母子で神戸で被災し生活困難となり、本児の姉がいる大阪府の施設に保護を求めてきたもの。

問2 その後、施設を退所した件数と理由

件数1件

理由

その後、神戸より転居し、母の生活も安定したため姉妹とも家庭引取りとなる。

問4 PTSD等

件数 1件

理由

家屋倒壊により、親の実家に転居、本児は転校によるストレスが強い、家族も喪失感等で精神的にまいっている。

〔感想〕

震災当初は、必ず、震災に関したケースが持ち込まれるはずと準備したが、予想外に少なかった。

避難所巡りなどして感じていたのは、震災当初は、心の悩みを自覚する余裕もなく、まず生活をどうするかということが焦眉の課題であり、心の問題、子どもの問題はもっと時間が経過してから出てくるのではないかということであった。PTSDはそんな短期では出ないと言われているが、そのとおりではない

かと思った。

(6) 大阪府中央子ども家庭センター

問1 震災に関連して、施設入所等の措置をとった件数と理由

件数 1件 (一時保護のみ)

理由

神戸で被災。府下の会社の寮に避難。倒壊した家の整理に行く間、預かってほしいということであったので、一時保護した。

問2 その後、施設を退所した件数と理由

件数 1件

理由

一時保護のため

問4 PTSD等

震災直後、PTSDと見られる相談もあったが、その後、相談はない

問5 PTSD等への具体的対応

1. 2/13～3/31まで「被災児と家族のこころの電話相談」を実施
2. 心のケアリーフレット「こころの余震に気づいていますか」を1万部作成配布

3. 個別相談・心理治療を実施

[感想]

震災直後には、こころの相談よりも衣食住に関心が集中し、相談件数は多くなかった。

子どもの相談よりも大人の相談が多かった。子どもは意外と生命力が強いかもしれない。大人は先行き不安感から、電話相談してくるケースが多いようである。

子どもよりもむしろ老人の相談が多かった。

子どもの問題は、衣食住がある程度落ち着いた段階であらわれてくるのではないか、と思われる。今回の震災によって、多くの家族が家を失い、職を失ったりしたので、子どもを預けたいという相談がかなりの件数に上ると予想していた。しかし、現実には、そのような相談は余りなかった。子ども家庭センターは、いままで、子どもの保護といえ、子どもを預かることと考えていたよ

うな面があったのではないかと、という反省が部内で行われている。

(7) 姫路児童相談所

問1 震災に関連して、施設入所等の措置をとった件数と理由

件数 2件

理由

1. 曾祖父母宅が神戸で被災。子どもの面倒をみていた祖父母が曾祖父母宅に応援に行ったので、父の依頼で施設入所。

2. 本人が家出して、神戸にいて、車上ねらいなどで生活していたところ、震災にあった。心配した親が探しに行き、避難所で本人を見つけ、入所。

問4 PTSD等

PTSDの分類をしていないので、その数は不明。震災後の児童相談や疎開児童の調査の中で、メンタルケアの相談とされた件数は、128件。

問5 PTSD等への具体的な対応

疎開家庭(管轄下で1200余)対象の面接調査を行った。夜泣き、食事が食べられない、音に敏感になっているなどの、訴えがみられた。継続相談となったのは、母子家庭で、母親自身が将来に不安を感じ、子どもも不安定であったケースなど、わずか。それも、親が落ち着いてきて、子どもの不安を受け入れられるようになり、数か月で軽快、相談終了。なお、疎開家庭の多くは父母の実家等を頼って転居して来ていたが、震災直後の緊急事態が収まり、疎開生活が長期になると、当初の緊張なども消え、嫁姑の問題など家族関係の新たな問題が見られるようになってきている。

また、子どもだけが疎開してきたケースの中には、祖父母が食生活の違いに戸惑い、食事のメニューを考えることに疲れてしまい、相談に来るといった例もあった。いずれにせよ、今回の震災では、親類縁者の結束の強さをあらためて感じた。

[その他]

1. ケースワーカー、心理判定員などの専門職員による特別巡回相談
2. 電話、メールなどによる相談
3. 通常の児童相談の中での対応

(8) 大阪府池田子ども家庭センター

問1 震災に関連して、施設入所等の措置をとった件数と理由

件数 3件

1. 神戸で被災。子どもに、恐怖、夢にみるなどの症状があり、また、両親も精神的に不安定になったので、入所。

2. 神戸で被災した母子家庭。母親の勤め先が見つかるまで、ということで入所。

3. 豊中市で被災。12歳。父が病気で入院し、姉が面倒をみていたが、被災。避難所での生活が長くなり、入所。

問2 その後、退所した件数と理由

件数 1件

問4 PTSD等

件数 2件

夜泣き等がみられたが、震災後、フロに入らなくなったという4歳児の相談もあった。いろいろ聞いてみると、昨夏、水泳訓練ということで父親に海に放り込まれたことがあった。それがトラウマになっていたらしく、震災を契機に表面化した。助言指導し、その後、軽快。

PTSDは、同じパターンで現れるとは限らないので、過去の問題が顕在化する場合もある。

大人の問題が落ち着いてから、子どもに問題が出てくるというケースがある。今回の震災後、予想以上にPTSDの例がみられる。毎日新聞95年12月3日付け朝刊によれば、芦屋市、芦屋医師会が10月中旬に行った調査によれば、6.9%の幼稚園児、小中学校生にPTSDと見られる症状が出ている、とのことである。

問5 PTSD等への対応

被災幼児とその親を対象に2月中旬から3月末まで「親子遊びルーム」を開設。避難所にいると、幼児の遊びのスペースが少なく、また、他の家族への気兼ねもあって、遊ばせるのが難しかった。そこで、遊びルームを開いた。参加者は喜んでた。

最近、不登校などの相談を受けていると、震災が原因となっているものが見られる。震災が家族関係にさまざまなストレスをもたらしており、今後、震災

が原因となった相談が増加するではないか、と考えられる。

(9) 西宮児童相談所

聴き取り日時 平成7年12月6日

聴き取り場所 西宮児童相談所

① 入所理由ほとんどが一時的なもの（定型的には促らえにくい。）

一時的に生活手段が途絶えた。

家が壊れて行く場所がない。

通っていた保育所が地震で倒壊した。

② 家族状況

母親が怪我をした。

母親自身が精神不安定になって子育てができない。

③ 入所児童の内訳

施設入所 18名（うち一時保護2名）

内訳 男11名、女7名（一時保護男女各1名）

緊急一事保護 11名

内訳 男8名、女3名

*保護者が落ちついたという理由で1か月程度で引き取る。

ショートステイ（母子家庭、父子家庭の児童が対象）10名

内訳 男7名、女3名

現在入所中の児童 2名

※ 施設利用児童は、全国的に体制を整えていたにもかかわらず、当初予想していたよりは非常に少なかった。孤児・遺児が全くなかった。

孤児・遺児については、親戚、特に祖父母に預けられていた。知人というケースもあった。因みに、阪神地域（西宮児童相談所管内）で、

孤児（両親が亡くなった児童）が25名（18家族）。

母親が亡くなり父子家庭となった児童が71名（40家族）。

父親が亡くなり母子家庭となった児童が35名（25家族）。

孤児のうち、6名は兄弟だけで生活している。多くは、仕事をしている兄弟がいるが、1例だけ高校生のみで生活している兄弟がいる。但し、いずれも経済的には恵まれているようである。

④ 震災が家族に及ぼした影響

障害をもった児童が、もともと家庭のなかで手がかかっていたのが、震災の影響で手がまわらなかったため、児童相談所に預けるといふ例が多かった。

むしろ、ヨーロッパやアメリカと比較して、日本の家族の伝統的な良さが現れたのではないかと思う。例えば、外国の通信社の記者から「子どもを何処に隠したんだ」とつめよられたことがあるようだが、実際は家族、特に親戚に引き取られ絆が深まったとも評価できる。

⑤ 現在入所中の児童について

もともと住んでいた家が倒壊した。祖父母が育てていたが、震災で手が廻らなくなった。

もともと母子家庭で、母親自身もともと精神不安定であった。

⑥ 里親委託について

実際には里親委託のケースはない。里親委託の体制も整えていたが、需要がなかった。保護者側が、比較的短期間を考えていたのか、施設のほうが安心できると考えたのか、里親委託までは至らなかった。

⑦ PTSD について

アンケートでは80ケースあがっている(相談ケース)が、実際は1ケースのみ(アメリカで出された基準を当てはめると、全く該当しない)。

* 3歳4か月の女

一人っ子で父母と3人家族。賢く、しっかりしていた子であった。

震災の結果、鈍麻になっている。両親は健在。

症状の内容 食欲がない。

落ち着きがない。苛々している。

夢にうなされる。

夜泣き。

赤ちゃんかえり。指吸い。爪噛み。夜尿症。

無気力。ボーっとしている。

症状の特徴 圧倒的に女の子に多い。

女の子のほうが男の子よりも素直に表現できるという気質が影響しているのではないか。

症状の回復 家族的な雰囲気の中で比較的早く回復していたのではないか。

児童相談所では、電話でアフターケアして、適宜相談に来るよう
に指導している。保育所のふれあいセンターで、定期的に相
談をして対処している（震災前から行っているもの）。

※ 外国と比べて、非常にケースが少ない。家族環境が影響しているのでは
ないかと思われる。若干マスコミが騒ぎすぎたのではないかという気もす
る。

⑧ 今後の問題

震災後、家族が不安定となり、家族の絆が弱くなり、その反動で、児童が不
登校になり非行に走ったりすることがあるのではないかと。緊急時であるという
理由で、お互いに我慢していたものが我慢できなくなるケースも出てくるので
はないか。仮設にいる孤児・遺児についても、不登校気味の児童もいる。児童
相談所、民生委員等のアフターケアが重要になってくるのではないかと。

(10) 兵庫県中央児童相談所

聴き取り日時 平成7年12月6日

聴き取り場所 兵庫県中央児童相談所

① 入所理由一番多かったのは、一時保護だった。

被災のため避難中子どもの面倒が見れない。

ex. 6歳の男児で、両親がレストランを経営しており、日曜日だけ預けられた
ケースがあり、延べ6回となっている。

震災がきっかけで母親が家出をした。

知恵遅れで、避難所で生活に馴染めない。

親戚の葬儀の間だけ、預けたい。

地震の事後処理の関係で預けたい。

世話をしていた祖父母の家が倒壊した。

② 家族状況

家族が亡くなり、預かったケースはない。

母親自身が入院したケースはある。

③ 入所児童の内訳

施設利用児童（一時保護を含む）延26人

内訳	養護施設	2人
	乳児院	5人
	精神薄弱児施設	4人
	重症心身障害児施設	3人
	肢体不自由児施設	1人
	児童相談所一時保護所	10人
	その他	

一時保護、短期入所、ショートステイ等の一時的施設利用が20人で76.9%と大半を占めていた。

年齢別では6歳未満が17人で65.4%と多かった。

年長の施設利用児の多くは重い障害児であった。

*予想より少ない施設の利用状況

管轄にかかわらず受け入れていくような体制を採っていた。

④ 震災が家族に及ぼした影響

普段であれば、到底子どもを受け入れない親戚等がボランティアなどの影響で受け入れて行った。

家族がこのような事態だからこそ、施設に預けるよりは自分たちでという意識が強かったのではないか。安心できる場所として、祖父母のところとか、親戚のところを選んでいったようである。

⑤ 里親委託について

県下の里親やボランティアの里親に受け入れ体制を採ってもらっていた。

児童相談所に預けられる被災児童が予想していたよりも少なかったため、里親委託のケースはなかった。

⑥ PTSDについて

アンケート結果より、現実に相談に来たケースは少なかった。

3歳児検診の現場で、「心の健康調査」という名目でアンケートを取った場合に、みられるケースとしては、夜泣き、夜トイレに行けない等の相談があった。

疎開していた児童が、学校で防災訓練をした以後、学校に行けなくなったというケースもある。継続相談は少ない。相談に現れてなくても、アンケート結果からすれば、実際に問題のある児童は多いはずである。児童相談所に相談するケースは少ない。家族が適切な対応を採っているため、表面に表れないので

はないか。

⑦ 今後について

疎開・仮設住宅の児童が環境が変わったことにより、二次的に環境に対応できず障害をもつ可能性がある。また、半年、1年を過ぎてても、障害が回復しない児童の問題は深刻である。

(1) 神戸市児童相談所

[電話聴き取り要旨]

① 障害児相談では、震災直後、葉がない、避難所で環境が変わって子どもが落ち着かないなどの相談が多かった。一時的に預かることのできる場所を500人分位確保したが、子どもを施設に預けたいという相談は少なかった。日本人特有の家庭の凝集力とでも呼ぶべきものが働いたと思われる。

② 震災で両親を亡くしたようなケースでも、施設に預けたいという相談は少なかった。里親も、申出は多かったが、里親委託したケースは1件だけであった。逆に、子どもを施設に預け、連絡の途絶えていた親が、子どもを心配して連絡してくるという例もあった。もっとも、震災後半年ほど経過してから、養護相談は増加した。これは震災で夫が失職したなどの影響が出始めてからの傾向である。虐待ケースが増加したときもある。

③ 非行傾向をもった子どもも、震災直後は、ボランティアなどに頑張っていた。しかし、連休後ないし夏休みくらいから、非行相談が増えた。いわゆる激震地と言われるところでは、非行相談は少なく、その周辺地域が多かった。

(激震地の子どもたちは、圧倒的な自然力や死に直面して、生の意味をつかんだせいかもしれないが、あるいは、多くの子どもが疎開したためかもしれない、十分には検証されていない。)

④ 震災で、児童相談所の職員の多くが被災したが、他の児童相談所等の援助もあり、なんとかやってきたと思う。しかし、被災者が援助者になることの難しさというものを、あらためて感じている。

2 仮設住宅と子どもたち

(神戸新聞社会部記者宮沢之祐氏のシンポジウムでの講演から)

はじめに

うちの新聞社自体が、震災で社屋が崩れたこともあり、初めて取材をされる側にまわり、同じことを何遍も聞かれて非常にストレスの溜まる思いをした。そういうこともあり、「被災者の視点で書こう」ということを当初からずっと言ってきた。

当初は、「被災者の視点」というのは分かりやすかったのだから、ここに来て「被災者の視点とは、どこに立つことなのだろうか。」と思うようになった。

新聞社には、よく電話がかかってくるが、その内容が、「いつまでも震災のことを言うな」という人と、「私は放っておかれている」「震災を忘れるな」という人の二手に分かれてきている。

激震地には、「忘れない」という人が多く見られる。

(1) 表に出にくい仮設住宅での子どもたちの問題

仮設住宅の取材を続けているが、仮設住宅の密接地域の人は「忘れるな」層である。

仮設住宅には、様々な問題が集約されているが、仮設住宅の子どもたちというのは、見えない存在になっている。というのは、高齢者の問題がクローズアップされており、仮設住宅の自治会でも高齢者のケアの問題については、かなり話されているが、子どもの話は出てこない。これは、仮設住宅の自治会等が、高齢者中心に運営されているからである。

当初、「仮設住宅にお年寄りばかり集めて、街の活力がなくなるじゃないか」という批判がよくされたが、むしろ、抽選で40代、50代の働きざかりの人が多く入った仮設住宅は、皆仕事と生活で手一杯で横の連帯がない。逆に、60代の人が多い所は活気がある。

どこの仮設住宅も自治会は、高齢者中心の運営で、例えば、遊び場についても、ゲートボール場を作ろうという話は出て、砂場を作ろうという話はなかなか出ない。

(2) 学校、地域で子どもたちが受けるストレス

学校もまた、子どもにとってストレスのたまる状況である。

仮設住宅が建つ前に、子どもたちは、「かわいそうな子たちが来る」と教えられていることが多い。しかし、下町の子たちは、見た目はむしろエネルギッシュ

ユで「かわいそう」な感じではないので、かえって浮いてしまったり、いじめられたりするケースがある。そういうときに、親子とも分ってもらえないとの憤りを持っている。若い層は、「ここは私たちの住むところじゃない」という思いが強く、ストレスが溜まっている状態である。ここでも、仮設住宅を一生の住みかかと思っている人さえいる高齢層との分化がある。

また、公園にできた仮設住宅では、付近住民の「盆踊りが、今年できないのね」というサラッとしたひと言がグサリとささる。子どもたちも、「サッカーができなくなった」「野球ができなくなった」ということを友だちから言われている。

(3) 働き盛りの人たちのストレス

「若い者がまず出ていかないと仮設住宅を解消できない」とのムードもあることから、40代、50代の働き盛りの人たちのストレスを取材しようということになった。

取材したあるケースでは、5人の子持ちの夫婦が、避難所を出ようとして民間住宅を探すが、なかなか見つからず、3LDKでも断られたという。震災前は、文化住宅を二戸一の形で借りていて、家賃が3万5000だったのに、今は、その2倍3倍でも貸すのを断られる。仮設住宅の抽選もなかなか当たらなかったが、4次申込で漸く当たり、2Kの広さの仮設住宅に、仕事場の寮へ入った長男を除く6人で入居した。

子どもは、朝早く起きて、満員のバス、地下鉄、電車を乗り継いで、元の小学校に通うことになり、非常にストレスを溜めていった。そのうち、頭痛を訴え、「暗い」「こわい」「きみしい」という言葉を連発するようになった。満員電車の中で「頭痛い」と叫ぶこともあり、病院でPTSDであるという診断を受けた。

母親も勤めをやめて家で子どものそばにいるのだが、親もストレスが溜まってしんどい状態になってきた。

そこで、住宅局へ子どもの診断書を持って「2戸借りられないか」と言いに行くと、PTSDではダメで「知的障害じゃないとダメ」と言われる。

他の40数戸は、高齢者ばかりで、一人住いが多い。その母親にすれば、「老人は一人で2Kなのに、何でうちは6人も詰め込まれているんだ」という思いで、

このような親の怒りややり切れなさが、子どもに及んでいる。

このように家庭が安定しないことによって、子どもがストレスを受けるとい
う事態がよく見られる。

(4) 震災後の家庭が抱える問題

震災後「家族の絆が深まった」とマスコミでよく言われたが、美談ばかりで
はない。

離婚も多い。ある相談窓口を取材したところ、妻からの相談が増えていると
いう。

例えば、「震災時、子どもの名の出なかった夫が信頼できない」という相談(40
代)、「夫は会社の用意したマンションに住み、自分は友人の家、子どもは実家と
離ればなれになっているのに、平気な様子の夫が信頼できない」という相談(30
代)、「震災で会社が潰れ夫が解雇された。酒浸りになり暴力を振るう。愛想をつ
かした。別れたい」という相談(40代)などがあるという。

これらは、夫婦の問題であるが、まさにその間にいる子どものおかれた危う
い状況を表している。

(5) 見えない差別

避難所暮らしの子どもたちは戻りたいとの気持ちが強い。子どもは、「ここに
物が揃えば揃うほど帰れなくなるようでさみしい」という。子ども自身も肩身
を狭く感じている。例えば、私のところに来た年賀状に自分の住所を仮設住宅
と明記していた人は一人だけで、それ以外の人は仮設住宅暮らしであることを
隠す。仮設住宅にいと分かるバイト先で「かわいそう」がられるので仮設
住宅と言わない、という高校生もいた。

(6) 仮設住宅の問題に触れたがらない学校

ある学校では、仮設住宅と呼ばず、7丁目住宅と呼ぶ。転校して来る子ども
についても、その理由を説明せず、「震災で転校」としか紹介してないという。
それは、2月の段階で公営住宅に入った子が転校して来たときに、授業参観で
震災のことについて取り上げたところ、その親から「被災者の気持ちが分かっ
ていない」という強い反発があったことから、中途半端に教えるのはかえって

良くないということになったから、ということである。

このように、学校全体として震災や仮設住宅暮らしの子どもたちのことについて受け入れる子ども側の理解を深めるための取り組みは余りなされていないようだが、そういう触れたがらない姿勢が、見えない差別を産む可能性があると思う。

被災者は、避難所暮らしの時には「仮設住宅に行けばパラダイス」というような思いを持っている一方で、転校先の学校では「仮設住宅と言うと差別を生む」という対応だった。実際、仮設住宅に移ると差別されるような現状があり、被災者の側の仮設住宅に対する期待と現実との間にアンバランスがある。

(7) これからの課題

これからは、周辺部の人たちが、激震地の人たちの思いにどれだけ寄り添えるか、その思いをどう共有、共感していくか。そして、そういう姿勢を学校だけでなく地域が、どうやって子どもたちに教えていけるかが課題だと思う。

自分自身が取材を受けているときにも「どうせ分からへんやろけど」という気持ちが強かったが、そういう「分かってもらえない」との思いから来るストレスをどう癒して行くのかがこれからは大切だな、というのが、震災から1年が経った現在の思いだ。

3 家庭環境権

94年4月にわが国でも批准された子どもの権利条約は、その前文において、「家族が社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に子どもの成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けられるよう必要な保護及び援助を与えられるべきことを確信し、子どもが、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で、幸福及び理解ある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」ている。そして、これを、次のような条文に具体化している。

第9条1項	締約国は、子どもがその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。
第18条1項	締約国は、子どもの養育及び発達について父母が共同の

責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有する。

このように、子どもは基本的に家庭において育てられ、そこにおいて、人格の完全なかつ調和のとれた発達を遂げるべきものであって、国及び親はそうした発達成長をできる限り保障すべき義務を負うことになる。子どもの側から言えば、国及び親に対して、自分が人格の十全な発達・成長を遂げることができるよう、家庭環境を成長発達にふさわしいように整えるべきことを請求する権利を有することを意味する。

このように、家庭環境を整えるよう要求する権利を、われわれは「家庭環境権」と呼びたいと思うが、子どもの権利条約は、家庭環境権の積極的な保障を国に義務づけていると解すべきである。

阪神・淡路大震災に直面して、親あるいは家族が、子どもを手放さず、できるだけ家族あるいは近親者によって保護しようとしたことは、家庭環境権の視点からみて評価できる点であろう。しかしながら、親を支援すべき国や自治体が側面的な援助として、成長発達にかなう仮設住宅の設置を十分に行ったかについては、本シンポジウムの全体会等で議論されるところであるが、子どもの家庭環境権の面からも疑問なしとしないというべきである。

4 今後の課題

阪神・淡路大震災によって、壊滅的破壊を経験しながらも、被災地の人々はよくこれに耐え、また、さまざまなボランティア活動に象徴されるように周囲の人々も、できる限りの援助を惜しまなかった。そして、震災後約1年を経過して、いわゆるライフラインの復旧に始まり、あちこちで、復興の動きが目立っている。しかし、人々の目が復興へ復興へと注がれるなかで、仮設住宅の問題など、復興の叫びの影に追いやられがちな問題が表れてきている。この点は、子どもの環境としての家族でも同様である。

第1点として、父親の役割の問題がある。今回の震災で、今まで会社(仕事)一辺倒であった父親が、家族の大切さに目を向けるようになったと言われる。

つまり、震災をきっかけに、これまで仕事にかまけて十分に果たせなかった父親役割を十分に果たすようになった面が見られた(なお、ここに父親役割とは、家長的な支配者の役割ではなく、家族の一員として、家事その他を、その能力に応じて果していくことと考えている)。しかし被災した家屋の後片付けなどが一段落し、家族の生活、端的に収入の確保が課題になるとふたたび仕事に追われる人間に戻っていくようである。そうした点から考えて、行政が被災した人々の生活安定を早急に計り、人々がゆとりをもって、仕事に復帰することができるような計画の立案が望まれる。

第2点として、前記岩崎や各地の児童相談所職員が憂慮するように子どもの心のケアはこれから必要になるのではないかということである。これほどの破壊をもたらした災害であるから、子どもたちの心に、はかり知れない影響を及ぼしているはずである。しかし、震災直後は、誰もが衣食住の確保に必死で、子どもの心のケアまで関心が行かなかった。傷ついた本人自身も、混乱がもたらした一種異様な雰囲気のにまれて、心の傷に気づかないという面もあるかもしれない。しかし、混乱が落ち着き、人々が猛スピードで以前の生活に戻っていくかに見えるとき、癒されぬ心を抱えた子どもたちは、自分たちのいる場所を見失うという可能性が高い。現に、最近になって、不登校の子どもの相談のなかに、震災による影響が表れはじめているという(本章第3項、児童相談所聴き取り調査)。ところが、震災直後、PTSD、あるいは心のケアに注意が向けられたが、最近では、こうした問題に対する関心は、随分と低くなったように見受けられる。しかし、むしろ、今こそ、心のケアに配慮し、今後起こりうる心の問題に対応できる体制が、早急に整えられなければならない。

別表

(問1) 震災に関連して施設入所等の措置を取った件数

	乳児院	養護施設	情緒障害短治施設	障害児施設	知肢不通園施	精薄者通園施	教護院	一時保護のみ	合計
大阪市	6	1	0	1	4	0	1	6	19
府中央	0	0	0	0	0	0	0	2	2
富田林	0	0	0	1	0	0	0	0	1
池田	0	3	0	1	0	0	0	0	4
吹田	0	0	0	0	0	2	0	0	2
岸和田	0	0	0	0	1	0	0	0	1
堺	0	1	0	0	0	0	0	0	1
東大阪	0	1	0	0	0	0	0	0	1
奈良中	1	0	0	1	0	0	0	0	2
神戸市	5	26	0	2	12	13	0	0	58
兵庫中	5	2	0	9	0	0	0	10	26
西宮	4	16	0	17	0	0	0	2	39
姫路	0	1	0	0	0	0	1	0	2
合計	21	51	0	32	17	15	2	20	158

別表

(問2) その他退所した件数

	乳児院	養護施設	情緒障害短治施設	障害児施設	知的不 通園施設	精薄者 通園施設	教護院	一時保 護のみ	合計
大 阪 市	6	0	0	0	1	0	0	6	13
阪 府 中	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 田 林	0	0	0	1	0	0	0	0	1
池 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹 田	0	0	0	0	0	2	0	0	2
岸 和 田	0	0	0	0	1	0	0	0	1
堺	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 大 阪	0	1	0	0	0	0	0	0	1
奈 良 中	1	0	0	0	0	0	0	0	1
神 戸 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵 庫 中	3	2	0	9	0	0	0	10	24
西 宮	4	15	0	16	0	0	0	2	37
合 計	14	18	0	26	2	2	0	18	80

第4 震災と遊ぶ権利

はじめに

子どもの権利条約第31条では、子どもにはその年齢にふさわしい遊びをする権利のあることが謳われている(詳細は、本項1参照)。その中味として、「遊び」のための空間や環境の確保、施設の整備などが考えられ、このことは、学校の運動場、公園についてもあてはまる。阪神・淡路大震災により、校庭や公園が避難所や仮設住宅となったことは周知の事実であるが、それにより、子ども達の遊び場はどうなったのか、あるいはこどもたちのPTSDが懸念されているが、子ども達の心のケアと遊びとの関係はどうなのか、を探ってみることにした。

そこで、第一に、子どもの権利条約の内容を概観する。

第二に、子どもの心のケア、特に子どもの遊びに関して、児童相談所、OAA (Out door activities association) が連携して対応した、その内容・結果等を紹介する。

第三に、神戸市、芦屋市から、震災後の子どもの遊び場の状況、子どもの遊びをどうとらえていたか、遊び場を確保するための方策等について聴き取りした内容を紹介する。

最後に、以上をふまえた上での今後の課題について考察する。

1 遊ぶ権利 (子どもの権利条約31条)

第31条 休息 遊び 文化 生活 芸術

1. 締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊び及びレクリエーション的活動を行なう権利、ならびに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、子どもが文化的及び芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的及

び余暇的活動のための適かつ平等な機会の提供を奨励する。

(1) 遊ぶ権利の内容

遊ぶ権利について従来提唱されてきたものとしては、民間団体のものであるが、「子どもの遊ぶ権利の為の国際協会」(IPA)の「子どもの遊ぶ権利宣言」(1989年改訂)があり、文化的生活や芸術への参加する権利については、ユネスコの「大衆の文化的生活への参加および寄与を促進する勧告」(1976年)および「芸術家の地位に関する勧告」(1980年)などがある。

しかし、教育への権利とともに子どもの発達に不可欠な休息と余暇を「権利」として明示した条約は今まで存在しなかつただけに、本条が持つ意義は大きいといえる。

(2) 遊ぶ権利に対するわが国の対応

① 子どもの労働が家計の足しになっている多くの国々においては、「休息」及び「余暇」の権利とは、即ち、子どもを労働から一時的に解放することを意味する。

他方、日本においては、児童労働はあまり問題となっていないが、「過酷な塾通いと受験戦争」や「過度の積占ごと」などにより子どもから休息や遊びの時間が奪われている側面があり、それらが親によって強いられ、子どもが迎合させられている現状がある。これらからの解放というのは、本質的には家庭の問題であり、場合によっては児童虐待の問題ともなり得るものとして、啓蒙すべきであろう。

他方、学校教育の問題としては、学校の授業時数・休み時間の十分な確保や学校五日制の導入を含むカリキュラムの改訂が望ましい。

② 「遊び」と「レクリエーション」の権利については、子どもがそれらの権利を実際に行使できるだけの条件を整えることが、急がれる。

「遊び」や「レクリエーション」のための空間と環境の確保、施設の整備や専門家職員の配置などが必要である。遊び場の確保については、児童厚生施設に関する児童福祉法40条などに基づいて、児童遊園や児童館を充実することが必要である。また、都市公園法などを活用して児童公園の設置拡充も必要である。

さらに、学校施設の利用を定めた社会教育法44条などに基づいて「遊び」や「レクリエーション」のために学校施設を開放することや、道路交通法を運用して道路を開放することなども必要であろう。

③ 文化的生活や芸術へ参加する権利の保障については、子ども専用の文化・芸術施設の設置が望ましいであろう。また、子どもを対象とした文化・芸術団体などに対して、特別な予算措置等による援助も必要であろう。

(3) 震災と遊ぶ権利との関係

まず、震災により、子どもたちの遊び場がどうなったのかという点が問題になる。施設そのものが倒壊して、遊び場として機能しなくなった場合、復興の中で遊ぶ権利をどう具体的に盛り込んでいくかが課題となってくる。

次に、倒壊に至らなくても学校や公園などが、避難所とされたり、仮設住宅の用地となることにより、遊びの空間は、減少を余儀なくされる。しかしこれは、被災者の生存権の保障にも関わる重大な問題であり、子どもの遊ぶ権利と被災者の生存権・住居権との調和をどうしていくかが問われることになる。

また、放課後、休日の学校の開放ということも、公園や広場等が使用できなくなった子どもたちのための遊び場の確保という観点から、必要になってくるのではないだろうか。

さらに、遊ぶ権利を充足させるためには、施設といった面だけではなく、人的な面からのバックアップがなされる必要もある。震災下では被災者は日々の生活を維持するのに精一杯であり、子どもの遊び場にまで目を向けることができないのは当然のことである。このような状況下で、子どもの遊ぶ権利を充足させるためには、行政の援助及びボランティアの人的援助が欠かせないであろう。

2 遊びに関する神戸児童相談所とOAAの取り組み

はじめに

阪神・淡路大震災は、市民の経済・文化活動に壊滅的な打撃を与えただけでなく、子どもの暮らしにも大きな影響を与えた。

このような緊急状態が、自分の意思を的確に伝達し、心理的な鬱積やストレスを解消する合理的手段を持たない小学校低学年以下の子どもの精神的・心理

的側面に与えた影響は計り知れない。

このような状況下で、小さな子どもの唯一の表現手段ともいえる「遊び」は心理ケアとの関係でどのように位置付けられるのか、「遊び」は子どもの心理的障害の克服にどのような効果を持っているであろうか。

本項では、震災直後より、このような観点から、子どもの遊びに対する活動を積極的に行ってきた神戸市児童相談所（以下「児相」という）及びこれに協力した OAA の活動内容、この活動から見えてきた子どもたちの状況を紹介し、その後、若干の考察と今後の課題について検討を加えた。

(1) 児相及び OAA の活動内容

① 活動のきっかけ

震災直後は、物資等の援助に代表される物理面でのケアがほとんどであったが、震災後2週間を経過したころから、震災後の緊急状況もやや緩和されてきたため、児相においては、その専門性を生かした子どものケアの必要性が認識されるようになってきた。ところが、その当初は、実際に子どもがどのようにしているのかということは児相においても、まったく把握できていない状態であり、町に遊び場がなくなったこともあって、子どもの姿はほとんど見えない状態であった。子どもはこうした状況下で遊ぶこともできず、やることもなく（行くべき学校もなく、子どもがこうした状況下でルーティーン的にこなす仕事も全くない状態が見られた）、また、「遊びたい」と言うことさえはばかっているような雰囲気であった。そこで、子どもの日常性を取り戻し、かつ、遊びに対する子どもの状況から、集団の中で情緒不安定な子どもを早期に発見するために、子どもの遊びやレクリエーションについてのノウハウを有する OAA (Outdoor Activities Association) に協力を要請し、避難所における子ども達に遊びの場と機会を与えるという活動を行うこととした。

なお、OAA は、勤労青年の育成と仲間づくりを目的として、1960年(昭和35年)に設立された財団法人であるが、夏休みに子どもを対象にサマースクールなどを開催するというような活動も行っている。

児相と OAA の具体的な役割分担としては、児相が避難所の中から、まとまった数の子どもを集めて「遊び」のプログラムをひらける場所を選択し、学校側と交渉して場所を確保しそこへ OAA のリーダーを派遣する。OAA は現場で子

どもの遊び相手をするということが、主な仕事であった。いわば、児相が現場での仕事にあたる OAA の後ろ盾になるといった具合であった。

② 活動内容

震災後の2月の中旬から4月ころまで、避難所になっている学校などで、幼児（2歳から5歳）から小学校低学年を対象として遊びの場を作った。特に低学年以下の子どもを対象にしたのは、学校に通っている高学年の子ども達は、震災後、学校が始まると日常を取り戻して行く機会が与えられ、またその能力が比較的高いと思われるのに対し、低年齢の子どもはそのための適応能力が十分に備わっておらず、また、特に就学前の子ども達は、震災後の非日常の中で、必死で毎日を送っている親たちから十分にかまってもらえない中で、日常を取り戻すのが困難であろうと考えられたためである。

OAA は、約50名の子どもに対して約20名の遊びのリーダーを避難所に派遣して、フリスビー、縄跳び、クローカーなどいくつかの遊びのコーナーを作って子どもたちがどのコーナーにでも入って行けるようにした。どのコーナーにも入って行けない子どもについては、個別に対応するようにした。なおリーダーは、震災後の特殊な状況下の子どもに接するという事で、児相から講師を招いて、期間中に2回、心のケア等についてリーダー研修会を行って、知識を得た上で活動に臨んだ。

(2) 子どもの状況

児相及び OAA が上記活動を通じて観察した子どもの状況は次のようなものであったという。

まず、乳児については、寒さや母親からの授乳の困難等の物理的危機状態はあったものの、周囲で何が起きているかということがまったく理解できないため、精神的な危機状況ではなかった。3、4歳の幼児については、何か恐ろしいことが起こったが、何が起こったのかということ合合理的に説明することができないという心理状態にあったため、精神的にはかなりハイリスクな状態にあったようにうかがわれた。PTSDのおそれも大きいと思われる。

小学校低学年くらいになると、日常生活をまったく失ってしまっって何をしたらいいのか分からないといった状態であった。

小さな子どもが砂遊びを延々とやっているというような光景も見られた。通

常な子どもは、同じことを10分や20分も続ければ飽きてやめてしまうようなことを延々と続けていたというのである。子どもとしては、今、目の前にできることがあるという状態を失うことが怖くて、こういう光景になってしまったのではなかったらうかというのが兎相の分析であった。

ただ、小学校低学年くらいになるとアクティブな子どもも多くて、何でも遊びに変えてしまうというたくましさを感じることもあった。「地震遊び」や「生き埋め遊び」もあちこちで行われていたようである。

この「地震遊び」や「生き埋め遊び」は、子どもにとって、確認作業すなわち自らが体験したできごとを再現することによって自分の身に何が起こったかを追体験して合理化して行くものであり、PTSDの子防のためにも、重要な意味を持つという。奥尻地震の際には、「津波ごっこ」をする子どもに対し、それが子どもにとっていかなる意味を持つかを理解し切れず、大人がこれを叱ってやめさせたということがあったようだが、阪神・淡路大震災においては、マスコミはこれにつき、割合によく報道していたこともあって、「地震遊び」や「生き埋め遊び」をひどく叱る大人の姿はあまり見られなかった。症状の重い子の中には、夜間、就寝中に泣き出して目を覚ましてしまうということもあると聞いている。

震災直後の状況では、ほぼ全員が何らかのストレス反応症状を呈していたように思われる(ドアがバタンと閉まると、びくっとするという事など)ということであったが、実際に現場でレクリエーションを行うと、子ども達の遊びへの参加意欲には目を見張るものがあった。子ども達は、大人が必死で毎日を過ごす中で、遊ぶことへの罪悪感を感じ、遊びに対する意欲を抑え込んでいたのではなかったか。このことによる子どものストレスは想像以上のものだったのだろう。中には攻撃的な子ども(何も理由がないのに、いきなりけってくる子ども等)もいたが、遊びを通じて和らいでいくのが感じられた。

こうした子どもの中でも、目立って攻撃性の顕著な子どもというのは、もともと家庭環境等にある種の問題を抱えていることが多く、このような問題を抱えた子どもが震災という状況の中で、もともと持っている不満や怒りなどの持って行き場を見つけれず、爆発したものとも考えられる。

いずれにせよ、子どもと直接に接したリーダー達は、自分たちが行ってきた遊びの活動を通じて子どもたちに一種の安定感をもたらしたことを実感してい

る。

なお、周囲の大人の対応も、比較的好意的であり、「この大変なときに子どもの遊びなんて」というような批判的な意見は余り聞こえてこなかった。むしろ、子どもと一緒に遊んで遊ぶ大人も随分いたという事実は、興味深い。

(3) 遊びによって発見した問題児童に対する対処

遊びのプログラムを通じて発見した問題児童(心理的にハイリスクな状態にある子どもの)については、児相において、その後、個別に継続的にケアをするまでの余裕がなく、その子の親に児相のパンフレット等を手渡し、困ったら相談に来るようにとのアドバイスを行ったのみである。その後、実際に児相に相談が持ち込まれたとの報告はない。

3 各自治体の遊び場の確保等に関する聞き取り調査報告

(1) 神戸市役所

7年11月30日、神戸市教育委員会で、同委員会社会教育部及び同委員会指導部指導第1課の係員の方から、学校開放の点を中心にして標記の件について、次のとおり、事情を聴取した。

① 学校開放について

1) 理念・目的及び沿革

過密化する都市生活の中での子どもの安全・健全な遊び場の確保—都市病理に対する生活防衛

学校を核とする地域コミュニティの育成—戦後の社会教育観(民主主義の基礎としての学校、公共の施設としての学校)

*以上が神戸市での学校開放の原初的な理念ないし目的である。これは都市化の著しい政令指定都市に共通する事柄であり、東京都が昭和30年ころから、その他も同40年ころから、この理念ないし目的の下、学校開放が進められた。

昭和40年以降、校庭開放—「学校公園」

*「学校公園」：校舎と校庭の間に金網を張り、専用便所まで設置し、学校管理との区分を明確にしてなした校庭開放

同43年、学校公園構想—地域のコミュニティの核としての「学校公園」、住民の連帯意識の昂揚、よりよい町づくり—学校施設開放運営委員会；開放対象は、

児童生徒に限らず一般市民；夜間運動場の他、夜間体育館、休日昼間プール、学校図書室の開放（同44年度から）

*学校施設開放運営委員会：「学校公園」の自主的管理をする、地域住民（ボランティア）を中心とする組織、学校と地域を結ぶパイプ役

同61年以降、神戸市学校開放懇談会一受益者負担の声（行政改革の推進と財政事情の悪化）など、学校開放の見直し

2) 震災前の状況

H6・4の学校開放校数（学校開放実施校数/全学校数）

小学校	中学校	高校	高専	幼稚園	養護
166/173	30/82	5/12	1/1	13/79	1/6

3) 震災時ないし今日の状況

震災と共に、学校開放一時中止

2月一杯まで、学校開放自粛

*被害の大きい地区（旧市街地）では被害者が学校に避難し（この地区の小中学校の97.3%が避難所として使用された。）、避難所機能を優先する観点から、学校開放どころではなかった。被害の比較的少なかった地区（北西部）では、避難所となった学校もあったが、一般には学校開放が可能な状態であった。しかし、被害者の受入準備を万全に整える必要から、自粛したのである。

*H7・11・28現在の避難所たる学校の数及び避難者数は次のとおり

小学校：16校 164名 中学校：2校 23名
 高校：1校 12名 養護学校：1校 6名

3月から、学校開放再開（被害の大きい地区では4月から）

*再開に当たって、教育委員会で留意した項目：

- 避難者の生活を優先 学校教育（本来の機能）の優先 開放責任者となる地域住民（ボランティア）の存在 安全性（校舎崩落の危険等がないこと）
電気・水道・ガス（ライフライン）の確保がなされていること

4月で6割（被害の大きい地区では4割）、7月で7ないし8割（同5割）、が開

放再開

11月の再開状況および年度末（8・3）での再開予定は、小学校の運動場の開放について見ると、11月現在84%、年度末で94%の再開率である。この率はもはや被害の大きい地区でも大差がない。

4) 震災に対する対応の中での学校開放の位置づけ

復興においては、街の活性化・ハード面での整備が第1

学校の機能においては、避難所、学校教育、しかる後学校開放の順位

学校開放と避難所機能との連関—学校開放及びこれによる地域コミュニケーションがうまくいっているところでは避難者と学校との関係（避難態様、避難生活中の学校教育への協力、避難解消に至る時間など）が円滑に行った。

② その他、「遊び」ないし心のケアに関する取り組み

移動市民図書館：震災により利用できない（損壊、避難者が多いため）学校の市民図書館（図書室開放）の代替措置

交流サッカー・野球—被害の大きい地区の児童生徒を北西部（ニュートウン）の学校に招待、75チームが利用

(2) 芦屋市役所

① 聴き取り日時 平成7年11月21日

被聴取者 芦屋市保健福祉部保育課 課長

保育指導担当課長

家庭児童相談員

兵庫県西宮児童相談所

判定指導員

以上4名

② 聴取事項

1) 市内のテニスコートや野球場、公園はほとんど仮設住宅が建っており、空いている所は1割以下ではないかと思う。また従来から芦屋側の河川敷は遊び場となっていたが、現在石積みが崩れる恐れがあるため、ここで遊ぶことも出来ない。ただ幼児については遊ぶ際にそれ程広いスペースを要しないため、公園の空いている場所などで遊ぶことができ、家庭児童相談員の感想としては特に問題はない。困っているのは野球やサッカーなど比較的広い場所を要するスポーツをする場合である。

2) 学校の状況としては、中学校、高校については校庭の半分ほどのスペースに仮設住宅を建てているが、小学校には設営していない。これは、中学校以上の子どもにはある程度仕方ないことを理解させ、我慢させることも出来るが、比較的低年齢の発達段階にある子どもについてはそれは無理であり、やはり運動するスペースを確保してあげる必要が強いからである。

放課後や休日の校庭の利用状況に関しては、小学校については従来から社会教育という観点から土日、祝日には地域に校庭を開放しており、震災後も同様である。中学校以上については、クラブ活動が優先するので、その限度で一般の利用は制限されているものの、別に閉鎖しているわけではない。校庭の半行程のスペースには仮設住宅が建っているものであり、これらに住んでいる人も利用していると思う。

避難所が開設されていたころは、保育園の園庭も一般に開放していた。

3) 保育園に通っている子どもについては従来から、保育園間の交流を図る為、市内の保育園合同で毎年バス遠足を企画していたが、震災による交通事情の悪化によりこれを中止せざるを得なくなっている。そのかわり合同でパークラフトをさせたり、縄跳びの大会を開いたりしている。これらの企画も体育館等の広いスペースが使えないため、比較的大きい保育園を使用している。

4) 子どものケアの実践については、まず親など周辺の者の不安を取り除くことを重点的に行っている。先日も母親対象の心理学の先生の講演会を開いた。

また、保育園の保母に対しては、色彩心理学の先生を呼んで講演会を設け、児童が描く絵に使う色から、児童の心理状態を観察する方法について勉強をした。

5) 仮設の子どもを対象として「子どもの子育て何でも相談」を各仮設に設置した「ふれあいセンター」(プレハブ建物)にて、県の児童相談所と市の共催で行っている。ここでは親からの相談に応じると共に、幼児に対しては児童相談所の職員とボランティアが一緒になって遊んであげるようにしている。

6) 老人はショートステイ等、施設を利用する人が多かったが、子どもは一件もなかった。養護施設も受け入れの体制を敷いていたのだが、申込み自体がなかった。

7) 震災が与えた子どもの心理面に対する影響は今のところは余り感じてい

ない。従来から何らかの不安定要素のある子どもについては、震災が切っ掛けとなって表面化するケースも見受けられたが、それ以外はさほど目立っていない。

8) 仮設にはやはり高齢者が多く、子どもは少ない。市内の保育所に通っている子どものうち、仮設から通っている子どもは36名であり、これは保育園児の総数の約1割である。

4 今後の課題

前記の児相と OAA の活動からも、子どもの健全な成長にとって、遊びは非常に重要であることは疑いのないところである。ストレスをためこむこと自体が子どもの本性に反しているといえる。しかしながら、子どもを守るべき大人の側に子どもにとっての遊びの重要性が十分には認識されていないのが現状である。国がこれまでに打ち出してきた震災対策に関する見解においても、子どもの遊ぶ権利に配慮したものはまったく見受けられない。確かに、大災害にあっては、何よりも、生活の復興、安定ということが優先されるのであろうが、これと同時に、子どもの心の問題、ひいては、これと切り離しては考えられない子どもの遊びについても、もっと焦点を当てるべきである。

遊びと PTSD の関係、ことに、PTSD の治療手段としての「遊び」のプログラムの実施が有する効果については、確立した見解は、現時点では見当たらないが、遊びが子どもの精神的安定をもたらし、問題行動を防止、抑止することは、児相と OAA の活動結果からも実証されたと言ってもよいのではないだろうか。子どもの遊びの重要性について、子どもの周囲にいる大人達の理解を得るため、これまで余り声高に謳われてこなかった子どもの遊ぶ権利についての啓蒙活動も非常に重要になってくると思われる。

また、今回の児相と OAA の活動は、公的機関と民間ボランティア団体が連携して取り組んだという点で非常に意義深い。OAA の他にも、子どもとの遊びを主眼においたボランティア団体が活動を行ったということであるが、公的機関であり、日頃から学校と協力関係にある児相と異なり、日常的に学校とのつながりががないため、遊び場の確保のための交渉に困難を極めたという。さらに、民間団体独自の活動においては、その取り組みの中で問題行動のある、ケアを要すると思われる子どもを発見しても、これを爾後のケアにつなぐ術がないと

いう状況にある。今後は、児相、学校などの公的機関と遊びに関するノウハウを有するボランティア団体が連携して、遊び場所の確保、遊びの提供、個々の子どもに対する心のケアを可能にするシステム作りが急務ではないかと思われる。

また、前項の自治体からの聴き取り調査からも明らかなように、避難所や仮設住宅の確保のために、不可避的に遊び場が大幅に減少しているのが現状である。しかし、子どもの遊ぶ権利の重要性からすれば、今後は、被災者の生活の場の保障と子どもの遊ぶ権利の双方が共存しうる震災対策を講じなければならない。たとえば、仮設住宅建設についても、民有地を一定期間、有償で借り受けて住宅を建設するなど、行政が柔軟な対応をすることで、公園等、子どもの遊び場がかなり確保し得るはずである。また、学校の開放も、より積極的に進めて行く必要がある。

全体的に、現在の行政の子どもの遊ぶ権利に対する問題意識や具体的対応は、やはり鈍いと言わざるを得ない。たとえば、前項の遊び場に関する調査を行った際も、ある自治体では、どの部門が担当であるかはっきりわからないということで、あちらこちらをいわゆる「たらい回し」にされた経緯がある。まさに縦割り行政の弊害と言わざるを得ない。今後の震災対策においては、子どもの心のケア、遊ぶ権利の保障のため、関連部門の構成員からなるプロジェクトチームを組織し、組織的かつ有機的な対応をなす必要があろうと思われる。

〈第三章 泉 薫、石田文三、内藤早苗、吉川法生、戸越照吉、
小林徹也、市瀬義文、岩本 朗、勝井映子、三木憲明〉